

第3次一宮市男女共同参画計画（案）

2019年度-2023年度

平成31年○月

一宮市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定における背景	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5
第 2 章	一宮市の状況	6
1	一宮市における人口・世帯等の状況	6
2	一宮市における分野別の状況	10
3	市民アンケート調査からみる一宮市の現状	17
4	第 2 次計画の評価	45
第 3 章	計画のめざす方向	47
1	基本理念	47
2	めざすべき姿	48
3	基本目標	49
4	計画の体系	50

第4章 計画の内容	51
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上.....	51
基本目標2 女性の活躍できる環境づくり.....	57
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	64
基本目標4 誰もが安心して暮らせる社会づくり.....	74
基本目標5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶.....	83
市の率先行動.....	91

第5章 計画の推進	92
1 推進体制.....	92
2 進捗管理方法.....	93
3 成果指標一覧.....	94

(参考資料)



計画策定にあたって

1 計画策定における背景

(1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（メキシコ会議）を開催して「世界行動計画」を採択し、その後 10 年を「国連婦人の 10 年」として、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

昭和 54（1979）年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのより一層の行動とイニシアティブ（成果文書）が採択されました。

平成 17（2005）年には、「国連婦人の地位委員会（北京+10）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成 22（2010）年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

平成 23（2011）年には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

また、平成 24（2012）年には、第 56 回国連婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

(2) 日本の動き

日本では、昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機に、同年総理府(現在の内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 52(1977)年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画基本法」を公布、施行し、平成 12(2000)年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」が制定されました。

平成 17(2005)年には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 22(2010)年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、平成 13(2001)年3月に、愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されました。

平成 14(2002)年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を施行、総合的かつ計画的に施策が進められました。

その後、平成 18（2006）年 10 月には「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、平成 23（2011）年 3 月には「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。

平成 27（2015）年 3 月には、社会経済情勢の変化や国の「第 4 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえつつ、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

（4）一宮市の動き

一宮市では、昭和 42（1967）年 10 月の「婦人の家」開館以後、女性の就業や社会参加などの男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

平成 12（2000）年 3 月には、「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定し、この計画に基づき、庁内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための全庁的な取組や事業を実施してきました。

平成 14（2002）年 4 月には、男女共同参画を全庁的に推進していくことを目的に、男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更しました。

平成 23（2011）年 3 月には、「第 2 次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定しました。

平成 27（2015）年 3 月には、男女共同参画に関わる世界や国、県の動きなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第 2 次一宮市男女共同参画計画（後期計画）～138ハートフルプラン～」を改定しました。また、同年 9 月に「女性活躍推進法」が施行されたことに伴い、平成 28（2016）年 11 月に本計画を「市町村推進計画」と位置付けるため、一部改定を行いました。

2 計画の位置づけ

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、一宮市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

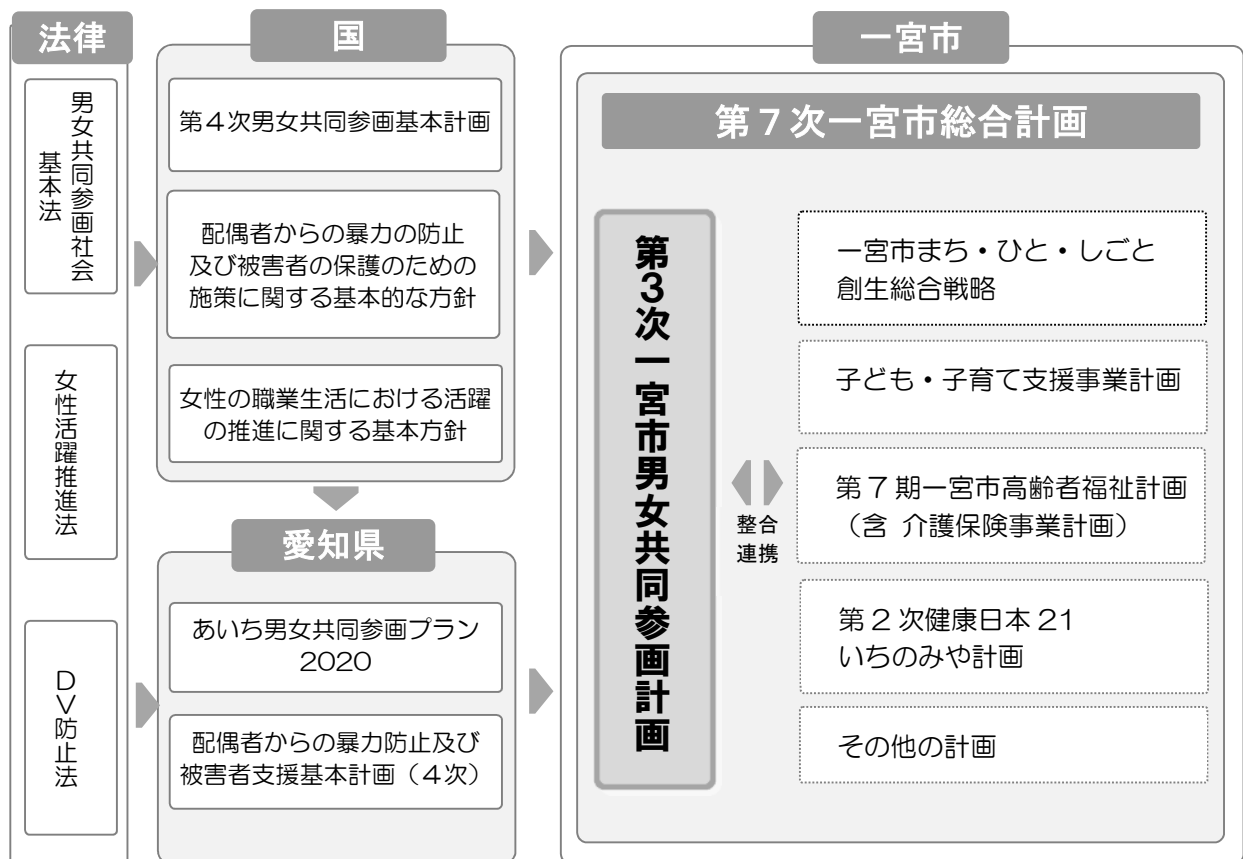
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2020」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

(第4章の基本目標1、基本目標2、基本目標3)

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。(第4章の基本目標5)

○本計画は、一宮市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



3 計画の期間

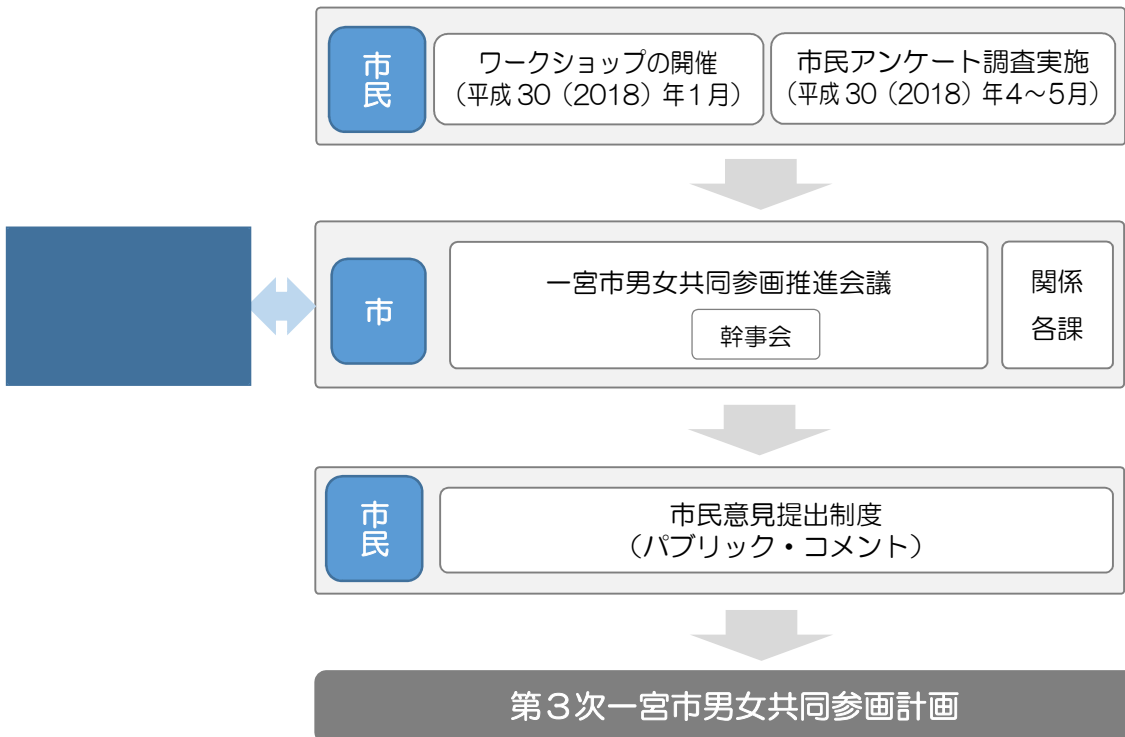
計画期間は 2019 年度から 2023 年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況などにより、必要に応じて、計画の見直しを行うものとしてします。



4 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内関係部局で男女共同参画を推進していくために組織している「一宮市男女共同参画推進会議」、有識者で構成される「一宮市男女共同参画推進懇話会」において審議を重ねるとともに、ワークショップの開催、市民アンケート調査の実施、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施などを通じ、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

■計画策定の流れ





第 2 章

一宮市の状況

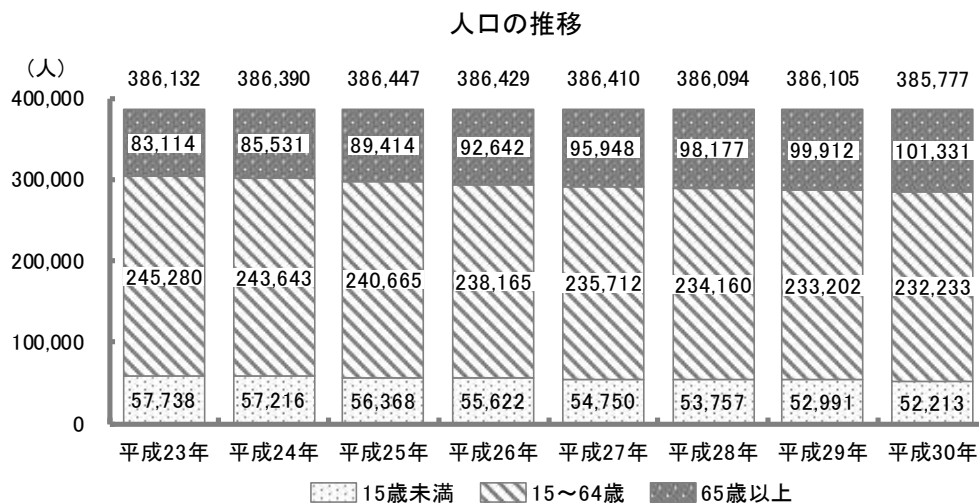
1 一宮市における人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

一宮市の「人口の推移」をみると、平成 26（2014）年以降減少傾向になっています。

「年齢3区分別人口比率の推移」をみると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少している一方、老年人口（65 歳以上）の割合は増加しています。

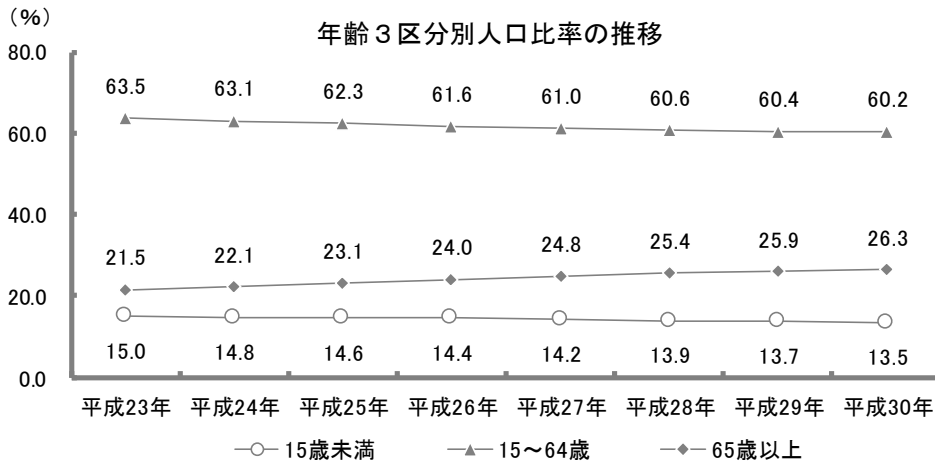
「人口ピラミッド」をみると、いわゆる団塊の世代を含む 65～74 歳と、そのジュニア世代である 40 歳代の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子どもの世代では人口のふくらみがみられないことに加え、「合計特殊出生率^{*}の推移」をみても、平成 29（2017）年には 1.40 と、緩やかな低下傾向が続いており、今後より一層、少子高齢化が進むことが予想されます。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

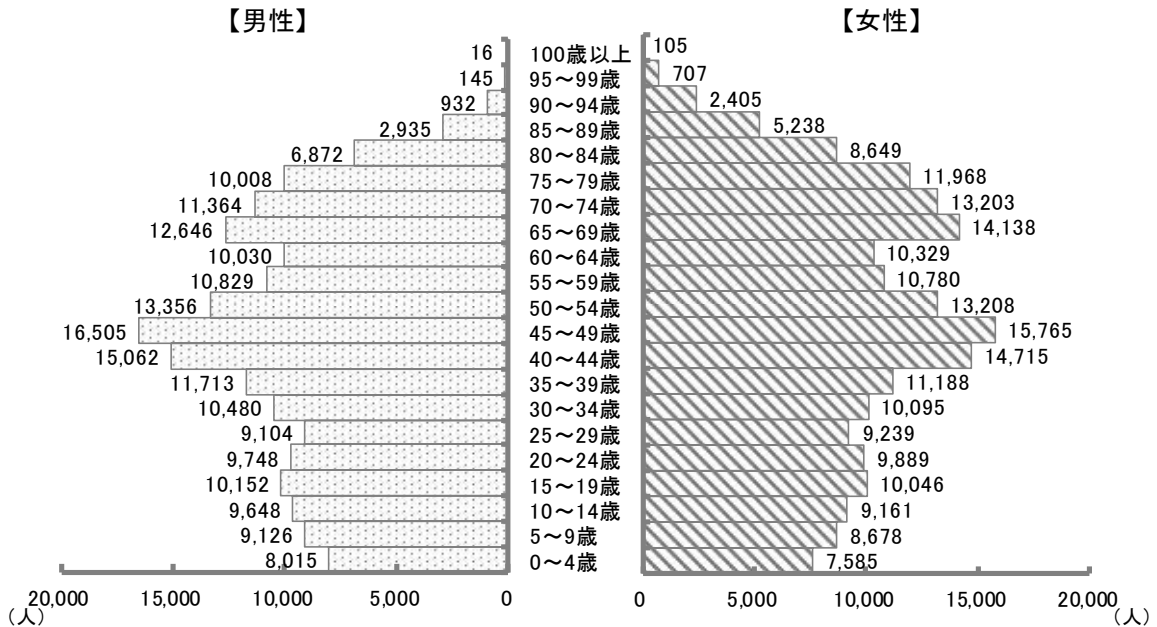
* 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。



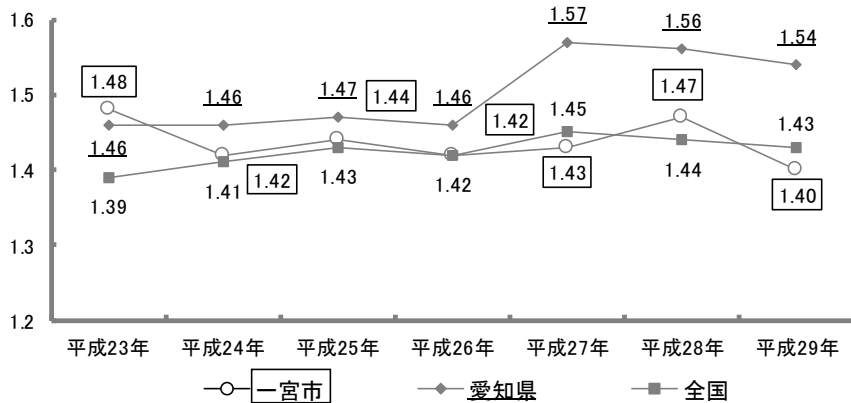
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（平成30年4月1日現在）

合計特殊出生率の推移



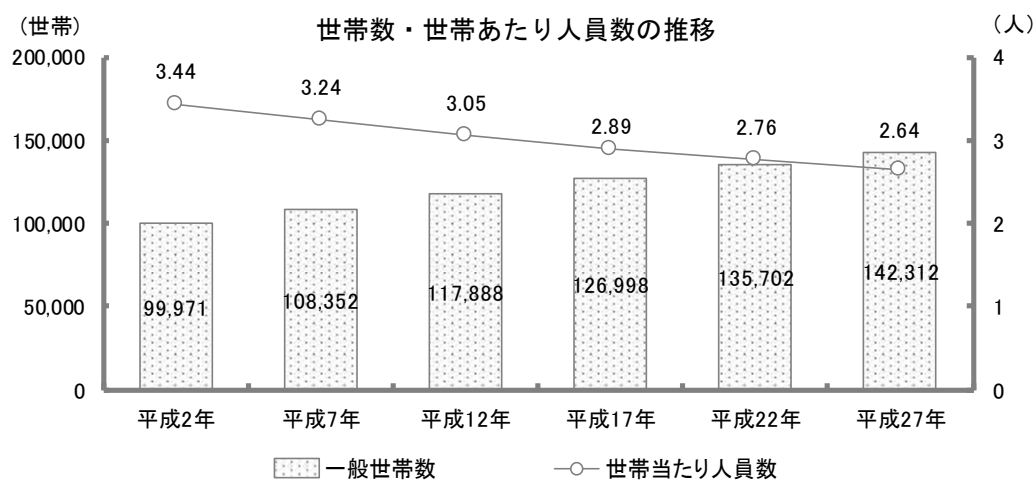
資料：一宮市の人口動態（2017）

(2) 世帯の状況

「世帯数・世帯あたり人員数の推移」をみると、一宮市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたりの人員数については減少し続けており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

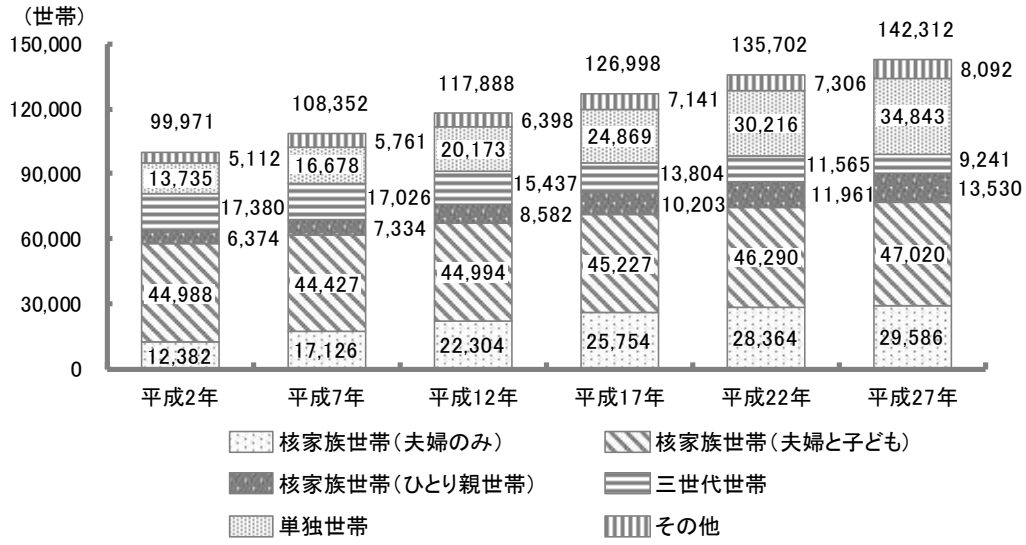
「世帯区分の推移」をみると、「核家族世帯（夫婦のみ）」「核家族世帯（ひとり親世帯）」「単独世帯」が大きく増加している一方、「三世帯世帯」が減少しています。

また、高齢者単身世帯数は年々増加しており、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて5倍以上増加しています。



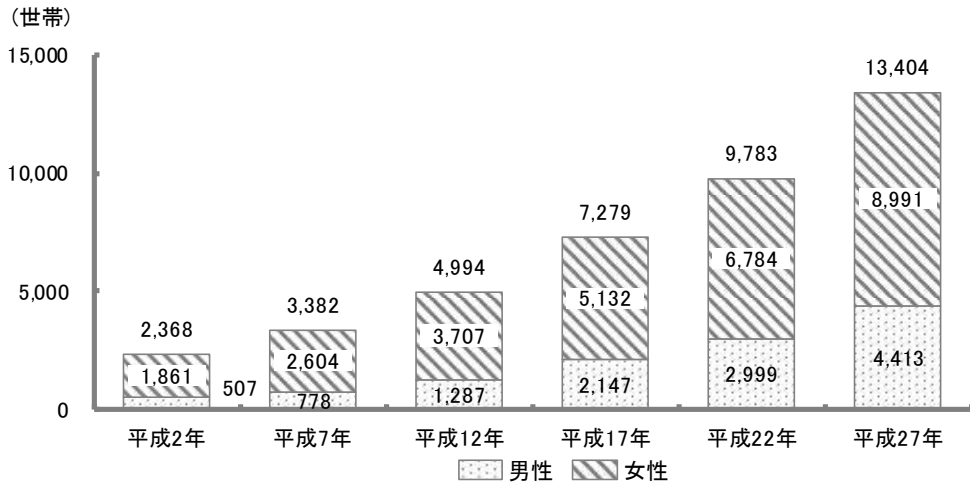
資料：国勢調査 2015年

世帯区分の推移



資料：国勢調査 2015年

高齢者単身世帯数の推移



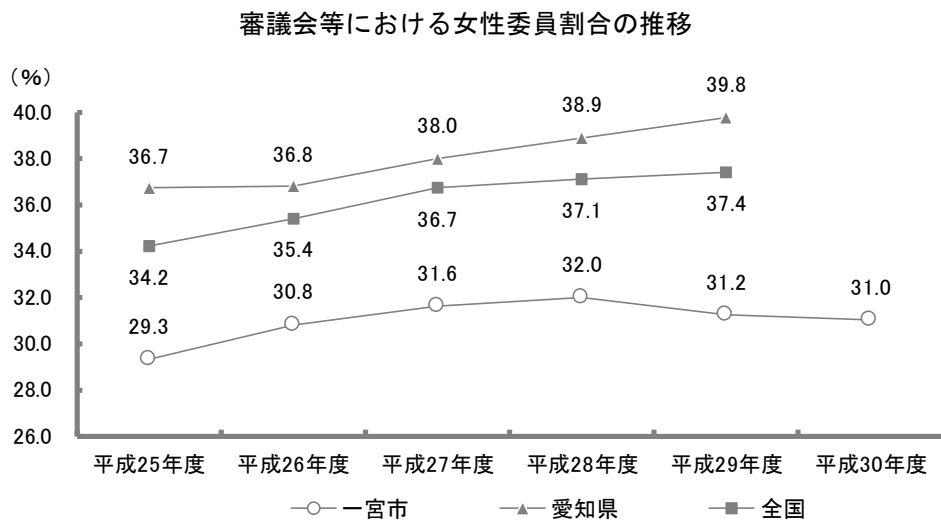
資料：国勢調査 2015年

2 一宮市における分野別の状況

(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

○ 審議会等における女性委員割合の推移

審議会等における女性委員割合は、平成28(2016)年まで増加していましたが、平成29(2017)年に減少し、31.2%となっています。また、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移しています。



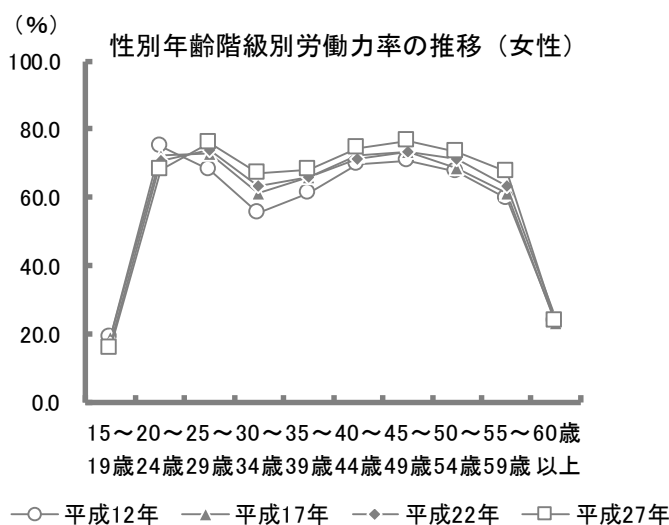
資料：一宮市;政策課、愛知県;愛知県県民文化部男女共同参画推進課、全国;内閣府資料

(2) 就業における状況

① 女性の年齢階級別労働力率の推移

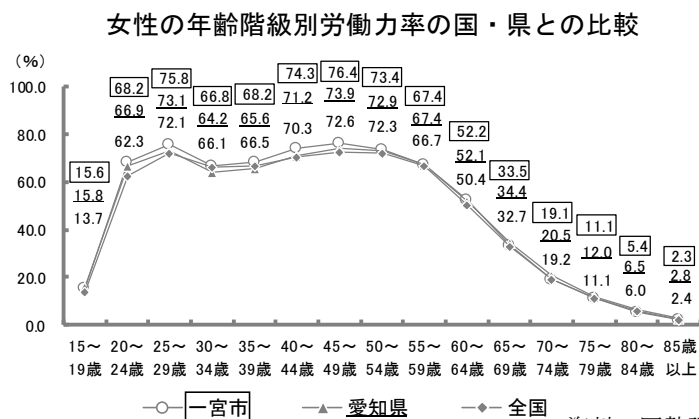
女性の労働力率を年齢階級別にみると、本市では、全国と同様に 30～34 歳の労働力率が最も低く、出産・育児を機に就業を中断する女性が多いことがわかります。

しかしながら、近年、「M字カーブ^{*}」は、M字の谷の部分が浅くなっており、30～34 歳の労働力率は、平成 12(2000)年は、55.4%であるのに対し、平成 27(2015)年には、66.8%となっています。



② 女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較

年齢階級別にみた女性の労働力率を国や県と比較すると、20～64 歳までの各年代で一宮市は全国・県よりも高くなっています。



* M字カーブ

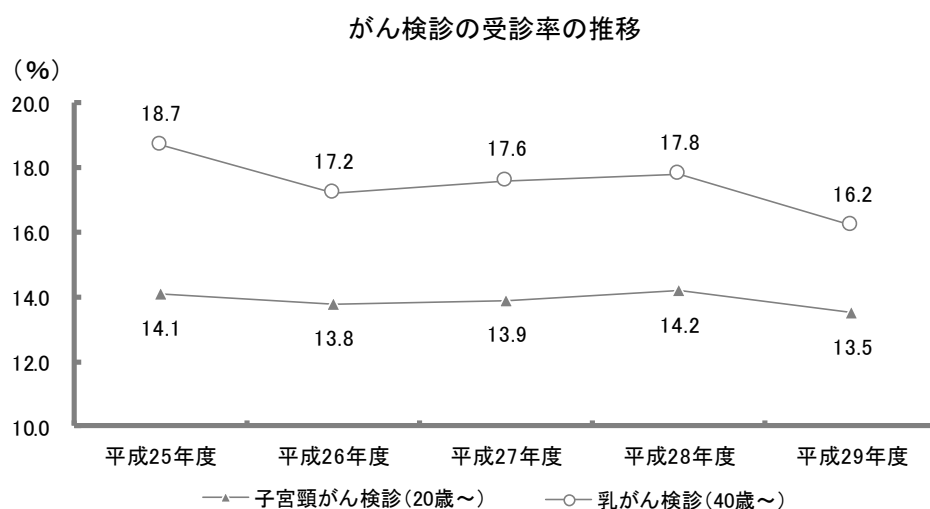
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

(3) 女性の健康に関する状況

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められます。そのため、ここでは、女性の健康に関する状況についてみていきます。

① がん検診の受診率の推移

子宮頸がん検診、乳がん検診いずれも受診率が低い状況となっています。

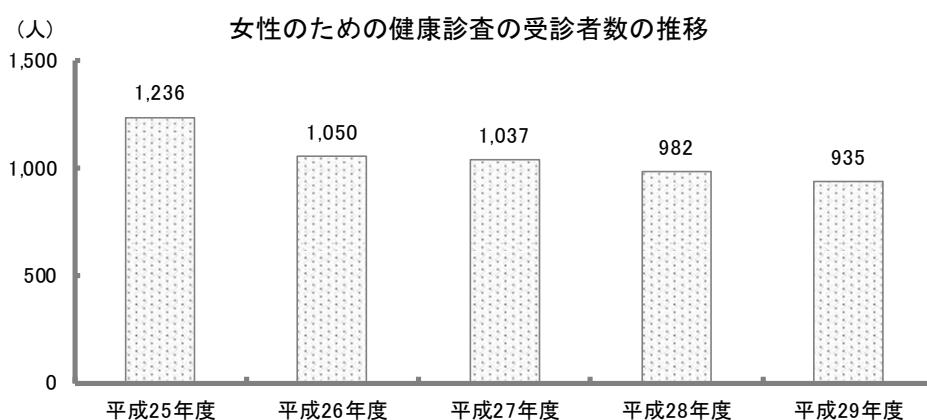


※子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の女性

資料：健康づくり課

② 女性のための健康診査の受診者数の推移

女性のための健康診査の受診者数は、年間1,000人ほどとなっています。



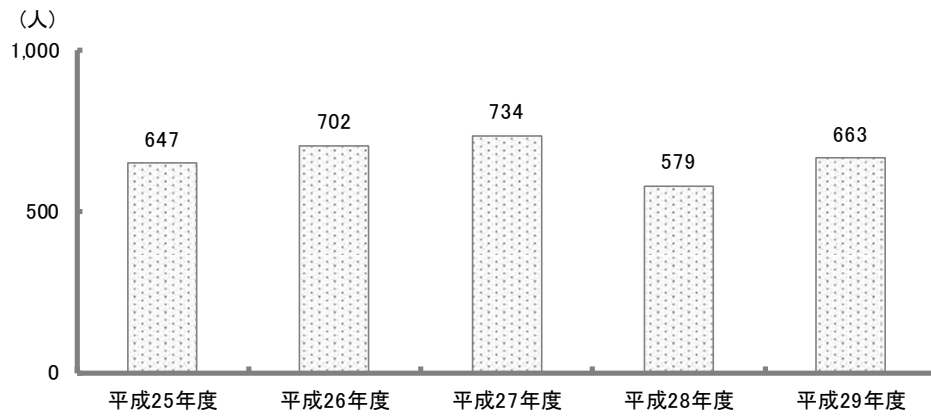
※対象者は18歳以上39歳未満の女性

資料：健康づくり課

③ 節目骨検診の受診者数の推移

節目骨検診の受診者数は、年間 600～700 人ほどとなっています。

骨量測定を受診者数の推移



※対象者は 40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢の女性

資料：健康づくり課

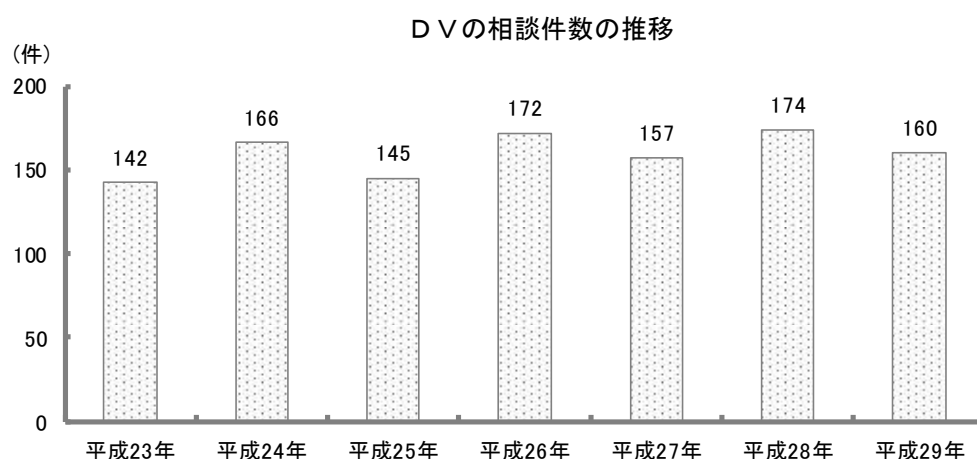
(4) 女性の暴力に関する状況

○ DVの相談件数の推移

一宮市の「DVの相談件数の推移」についてみると、平成23（2011）年から平成29（2017）年にかけて増減を繰り返しています。

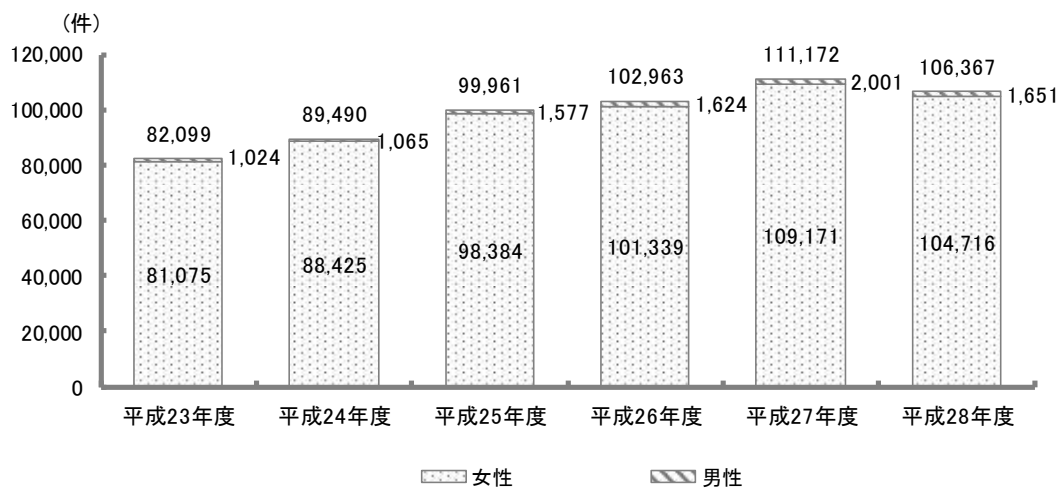
全国調査の「DVの相談件数の推移」についてみると、増加傾向で推移しています。女性の相談が大半を占めていますが、男性の相談も増加傾向にあります。

「配偶者からの被害経験」についてみると、「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた割合が女性で31.3%、男性で19.9%と女性の方が被害経験は多くなっています。



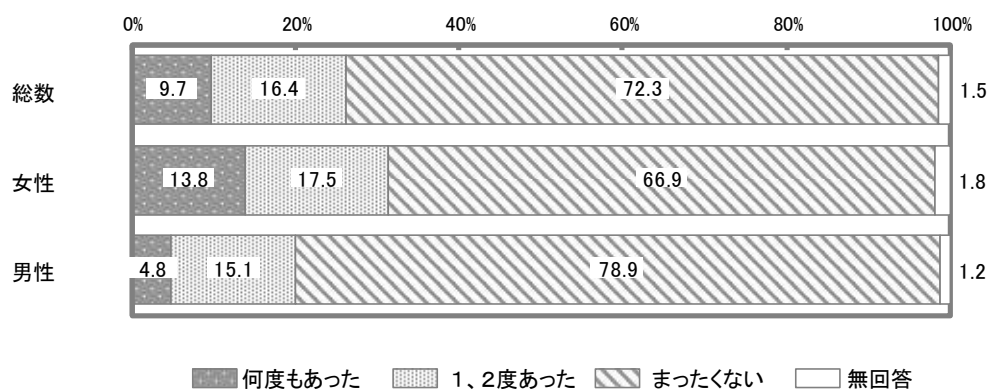
資料：こども家庭相談室

【全国調査】DVの相談件数の推移



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

【全国調査】配偶者からの被害経験



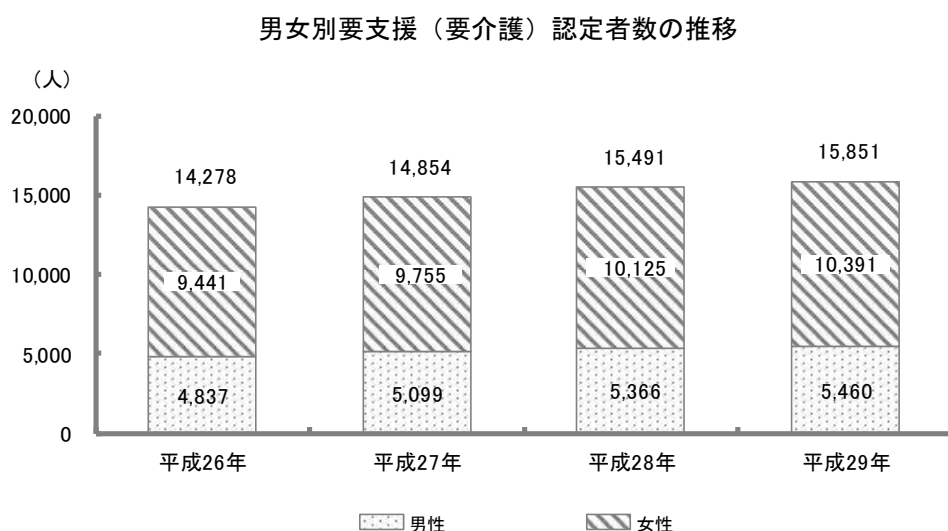
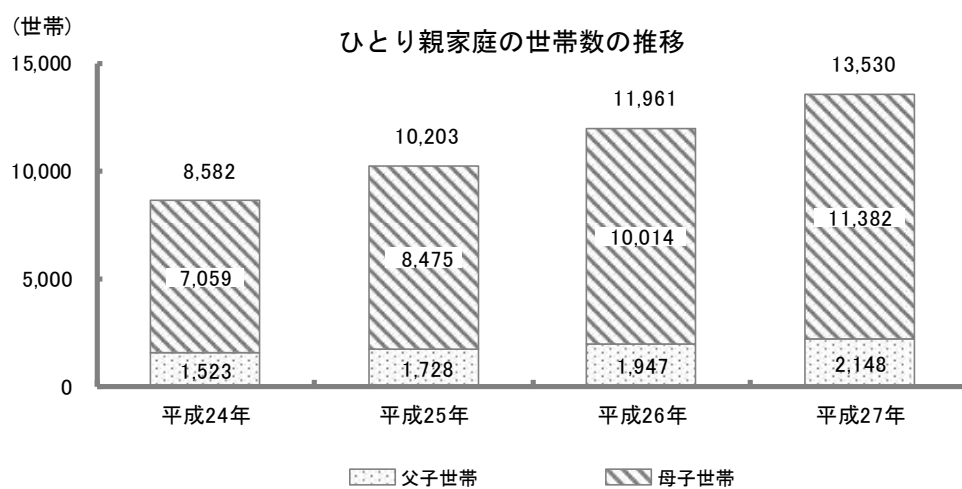
資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書」

(5) 困難を抱えた人に関する状況

○ 困難を抱えた人等の推移

ひとり親家庭の世帯数は、年々増加しており、平成24(2012)年から、平成27(2015)年にかけて母子世帯が1.6倍、父子世帯が1.4倍に増加しています。

また、高齢者人口の増加に伴い、要支援(要介護)認定者数も年々増加しており、そのうち、女性が約7割を占めています。



3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状

調査概要

【調査目的】

市民の男女共同参画に関する意識や実態把握のため、アンケート調査を実施しました。

【調査方法等】

- ・調査対象 一宮市内居住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 平成30(2018)年4月
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収法

【回収結果】

送付数	回収数		有効回収率
	有効	無効	
3,000件	1,232件	0件	41.1%

【アンケート調査の標本誤差】

アンケート調査を行う場合、全母集団を対象とすることが望ましいですが、実際はその手間や費用を考慮して適切な数を抽出し調査するため、アンケートの回答結果に誤差を生じます。それを標本誤差といい、標本誤差は次の計算式によって算出できます。

なお、kは信頼率による定数で、一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合k=1.96となります。信頼率95%とは、100回同じ調査を行えば、95回はその標本誤差の範囲内に収まるという意味です。

$$\text{(標本誤差)} = k \sqrt{\frac{(M-n)}{(M-1)} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

M: 母集団
k: 信頼率による定数(※)
※一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合、k=1.96となる。

n: 有効回答数
p: 回答比率

今回の調査においては、約321,000人の市民の方から無作為に3,000人を選んで実施して、n:有効回答数が1,232件となっており、ある設問について「はい」と回答した割合が80.0%であった場合、上記の式に当てはめて計算すると、標本誤差は約2.23%となります。約±2.23%の誤差を生じることとなりますので、その回答は(95%の確率で)77.77%~82.23%(80±2.23%)の範囲内となります。

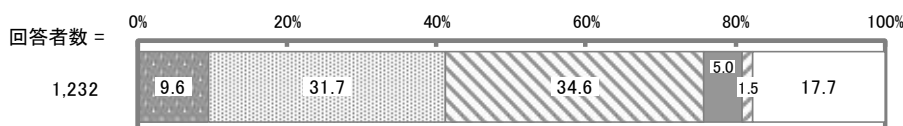
1 男女の平等感

(1) 家庭生活

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が高く、約4割となっています。

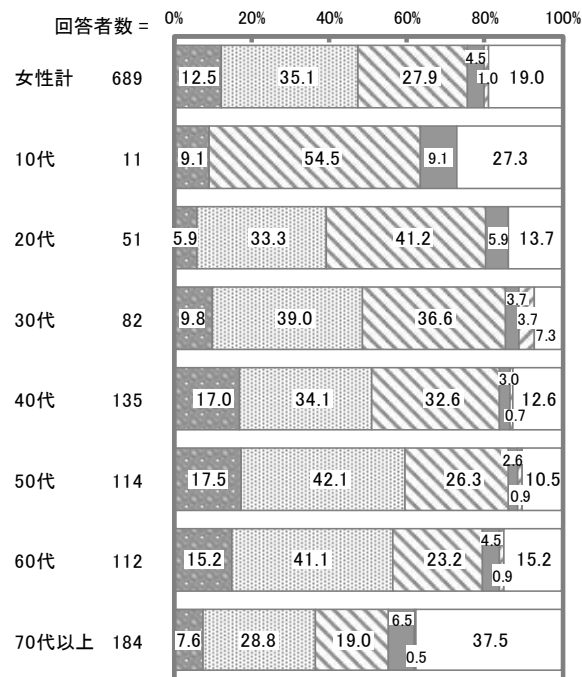
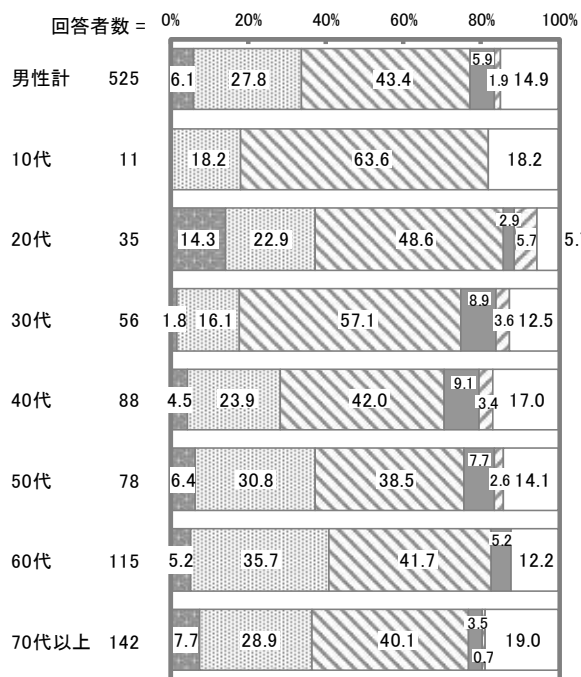
性・年代別では、30代から60代の女性で、同年代の男性より『男性優遇』と回答した人の割合が高く、特に30代では約31ポイントの差がみられます。また、すべての年代で、女性よりも男性に「平等」と回答する人が多く、男女間での意識の違いがみられます。

男女の平等感（家庭生活）



<男性>

<女性>

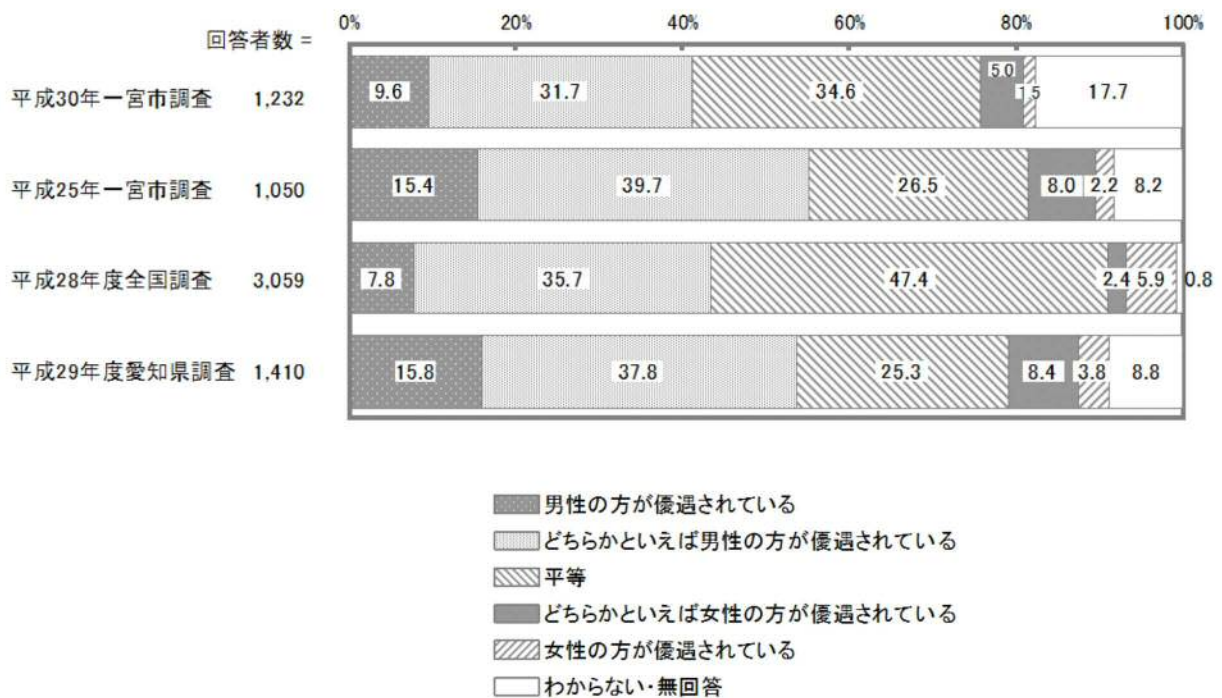


- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

平成 25（2013）年の一宮市調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合が増加し、『男性優遇』、『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じる人の割合は減少しています。

全国調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合は低くなっていますが、愛知県調査との比較では、「平等」と感じる人の割合は高く、『男性優遇』と感じる人の割合は低くなっています。

男女の平等感（家庭生活）

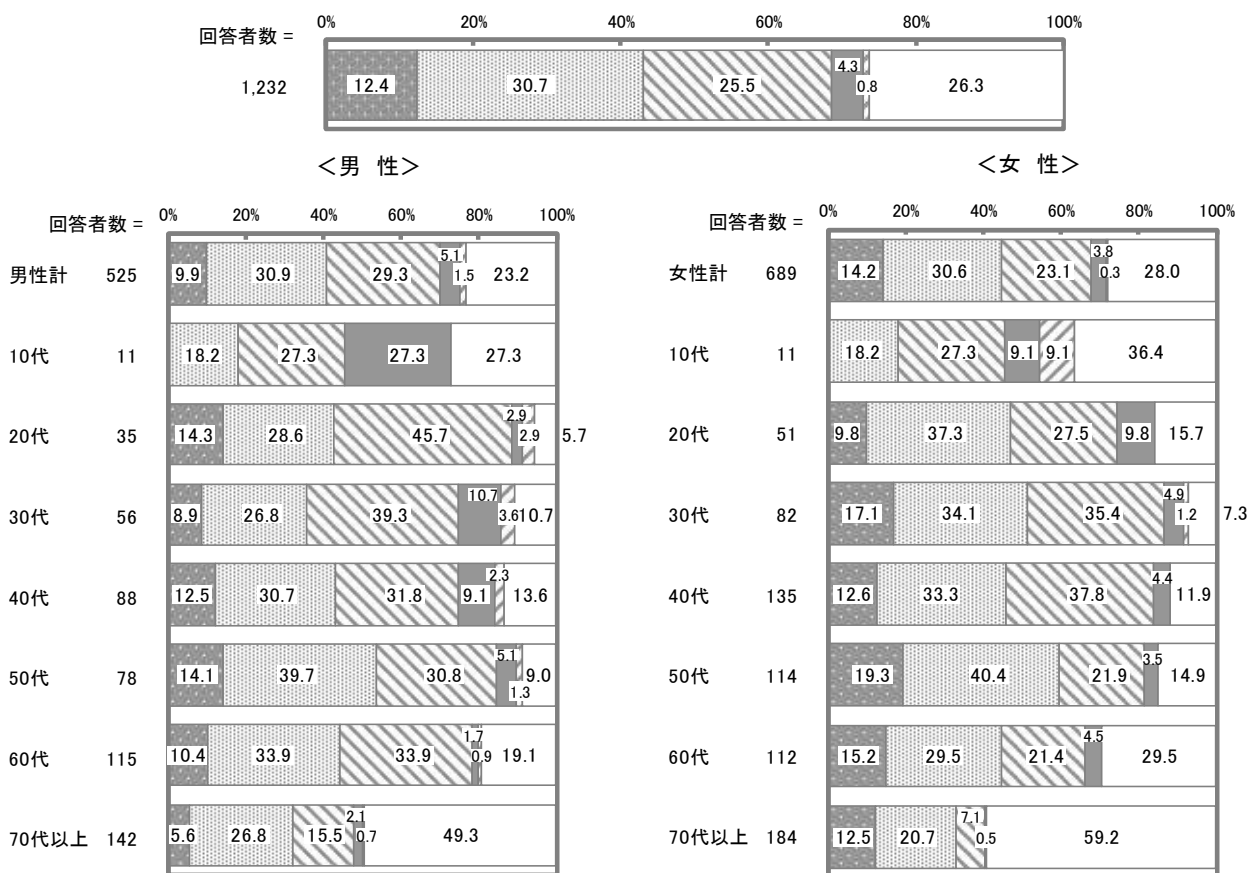


(2) 職場

全体では『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人が約4割と、「平等」と回答した人の割合を上回っています。

性・年代別では、50代の男性・女性とも、『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。

男女の平等感（職場）



- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▧ 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

平成25年の一宮市調査と比較すると、「平等」と感じている人の割合が増加し、『男性優遇』と感じている人の割合は減少しています。

全国、県の調査と比較すると、『男性優遇』と感じている人の割合が低いことがわかります。

男女の平等感（職場）

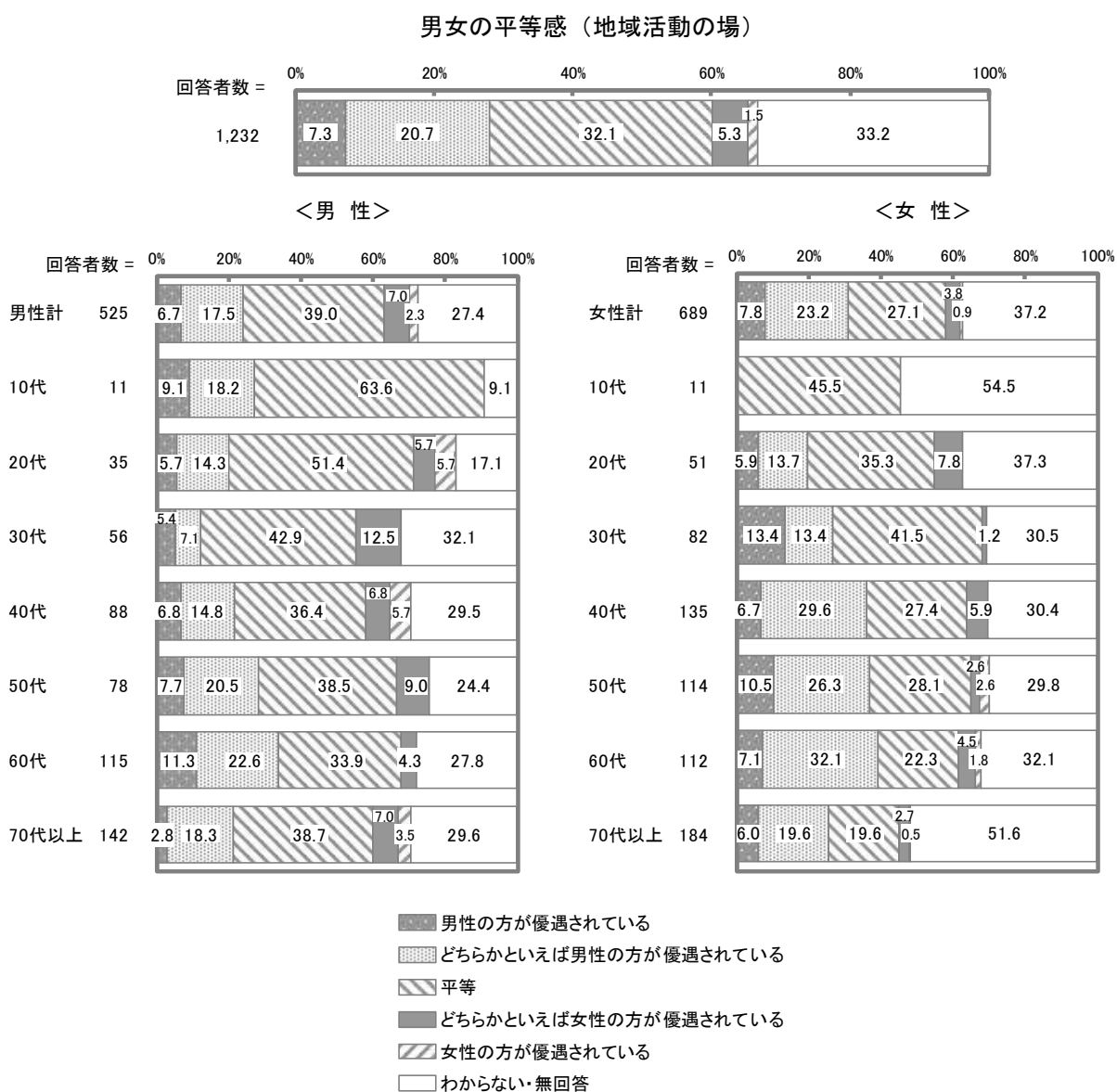


- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▨ 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

(3) 地域活動の場

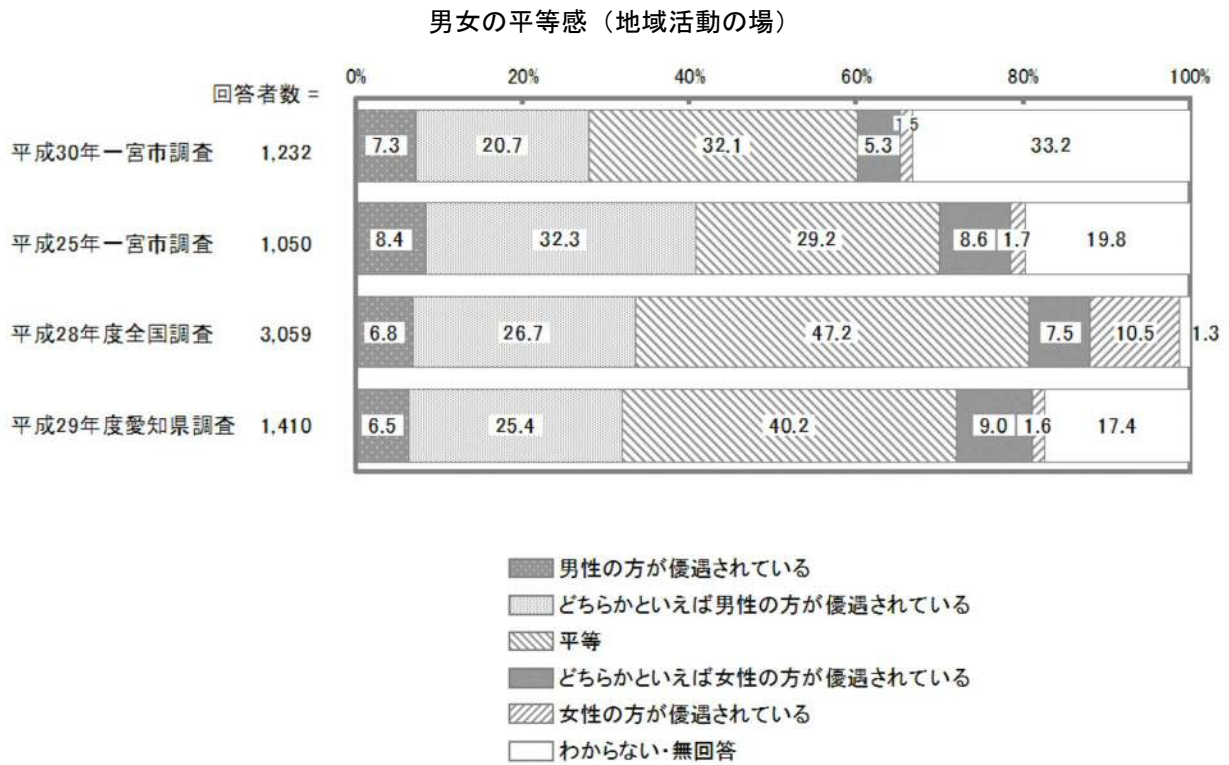
全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人と「平等」と回答した人の割合が、どちらも約3割となっています。

性・年代別でみると、30代以上の女性で、男性より『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。また、すべての年代の男性で、女性に比べ、「平等」と回答した人の割合が高くなっており、男女間での意識の違いがみられます。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』、『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と回答した人の割合がともに減少し、「平等」と回答した人の割合は増加傾向にあります。

しかしながら、全国、愛知県調査と比較すると、「平等」と感じる人の割合は依然として低いことがわかります。

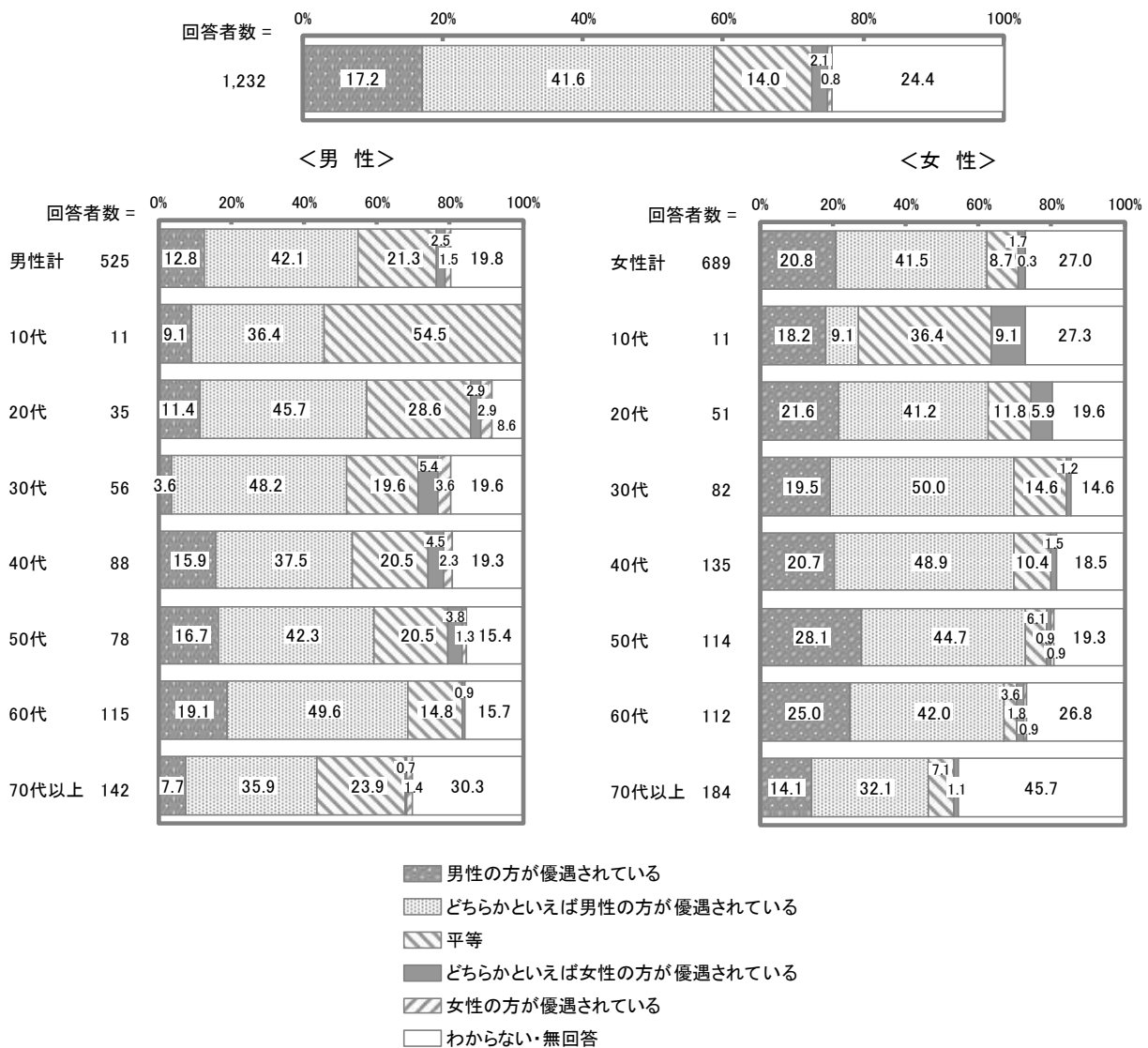


(4) 社会通念・慣習・しきたりなど

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が約6割と多くなっています。

性・年代別でみると、20代から50代の女性で、同年代の男性よりも『男性優遇』と回答した人の割合が高くなっています。対して、すべての年代の男性で、女性よりも「平等」と感じる人が多くなっています。

男女の平等感（社会通念・慣習・しきたりなど）



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合が減少しています。

全国調査と比較すると、「平等」と回答した人の割合は低くなっています。また、全国、愛知県調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合は低い状況です。

男女の平等感（社会通念・慣習・しきたりなど）

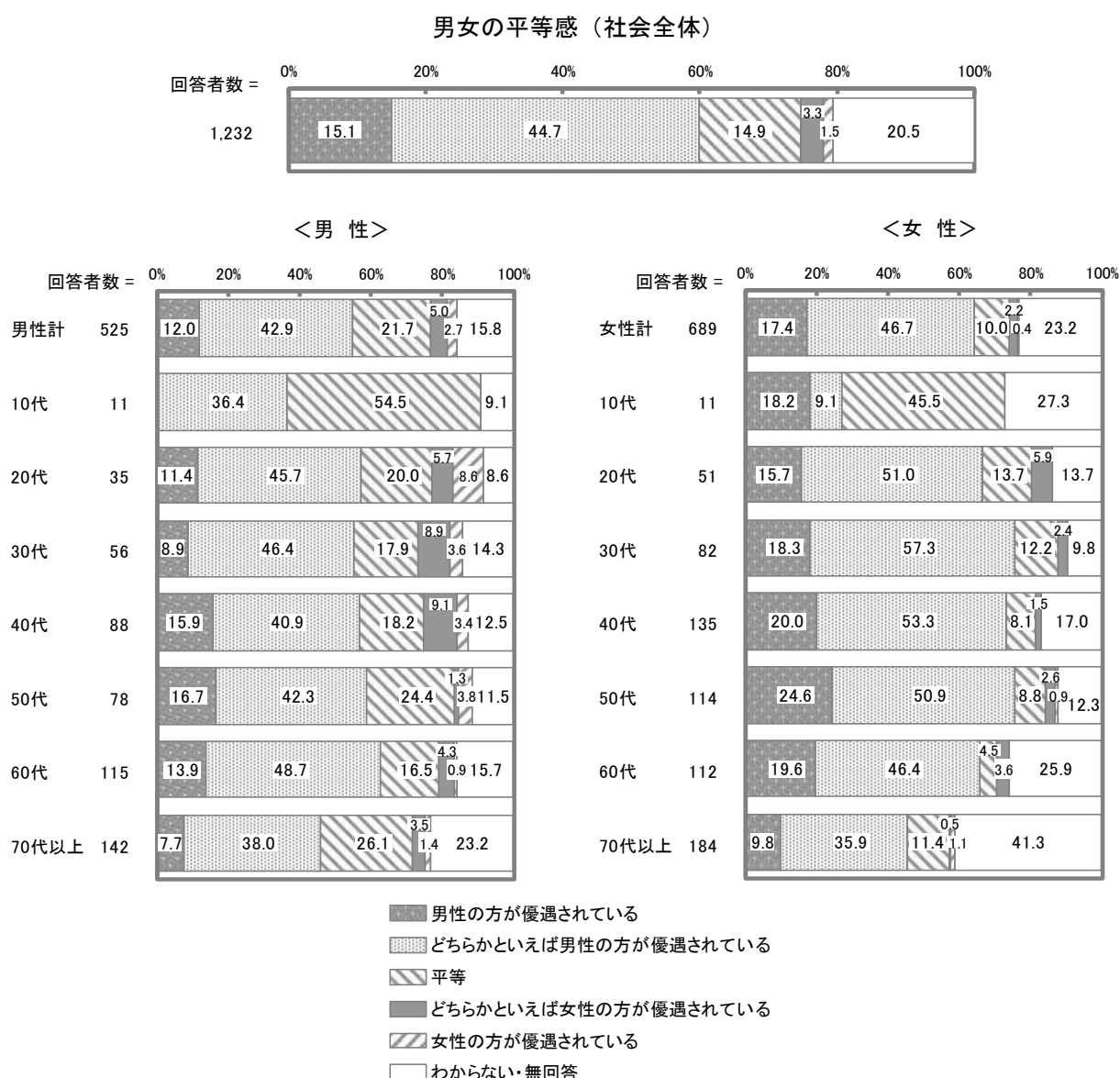


- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▨ 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- わからない・無回答

(5) 社会全体

全体では、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と感じる人が約6割と多くなっています。

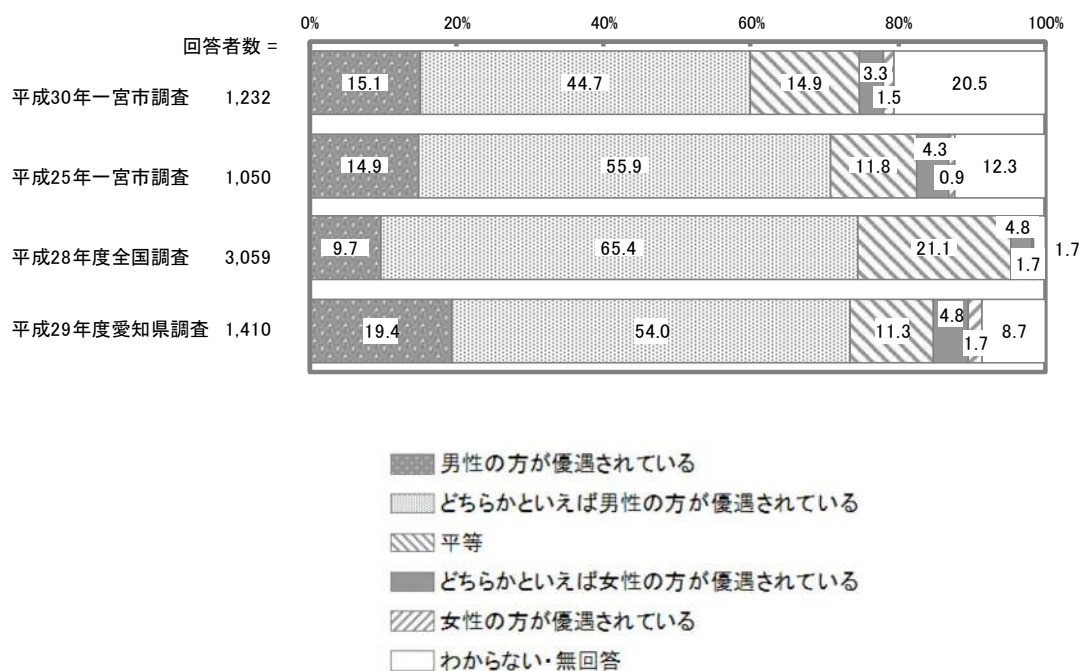
性・年代別では、20代から50代で、同年代の男性よりも『男性優遇』と回答した女性が多く、特に30代で約20ポイントの差がみられます。一方で、20代から40代の男性で、同年代の女性より『女性優遇』（「女性の方が優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）と感じる人が多くなっています。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『男性優遇』と回答した人の割合は減少しています。

全国、県の調査と比較しても、『男性優遇』とを感じる人の割合は低くなっています。

男女の平等感（社会全体）



ポイント

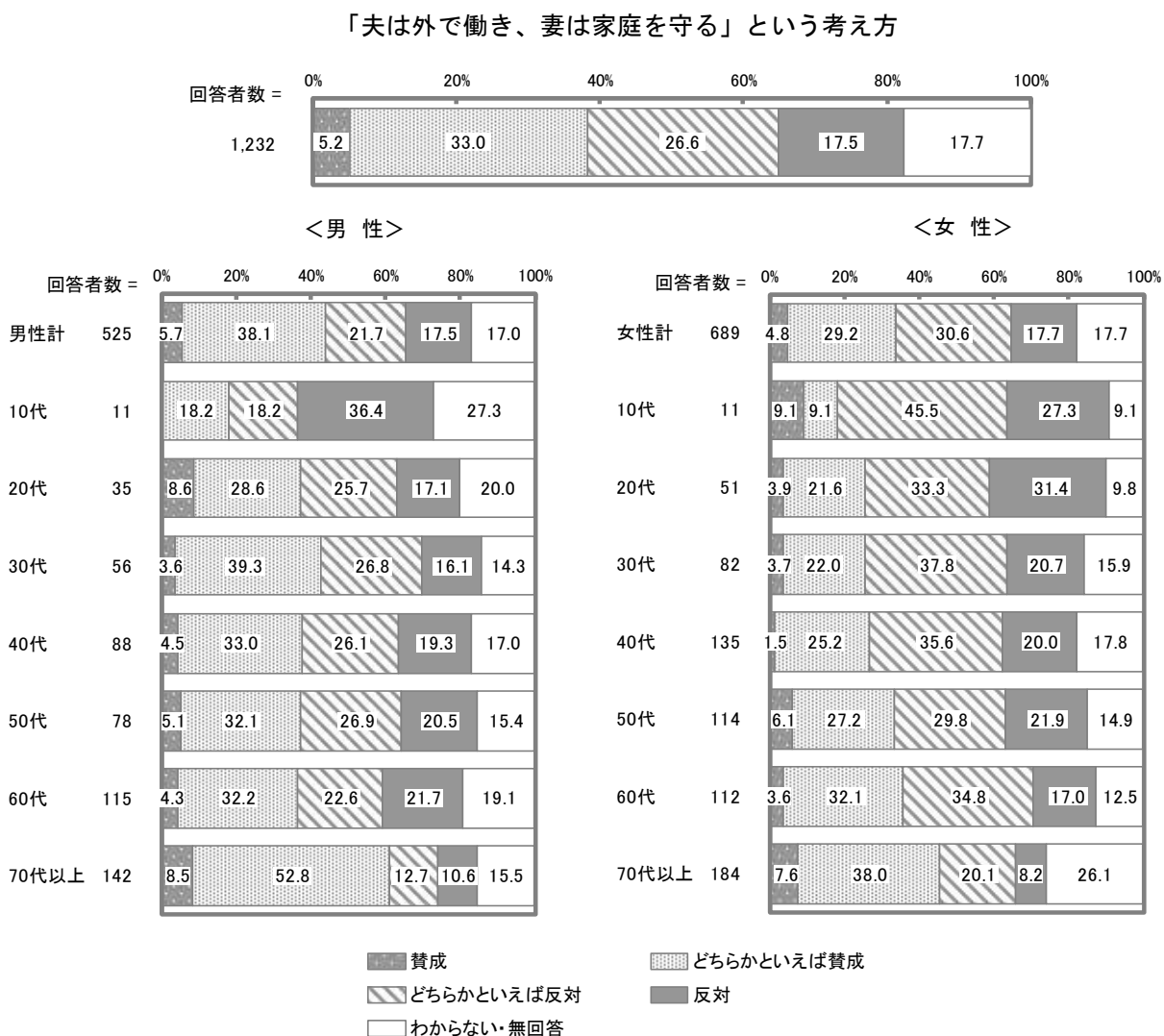
○前回調査と比較すると、社会のさまざまな場面において男性優遇感は低くなってきています。全国、県と比較しても、多くの場面で男性優遇感が低い傾向がみられ、男女共同参画への取組みの一定の成果が見られます。一方、依然として社会通念・慣習・しきたりにおいて、また、社会全体としてみた場合には、男女の不平等感が残っている現状もうかがえます。男女共同参画社会を推進していくために、男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、なお一層、啓発活動を進めていく必要があります。

2 固定的性別役割分担意識*

(1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

全体では、『反対』（「反対」+「どちらかといえば反対」）と回答した人の割合が4割台半ばと、『賛成』（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合よりも高くなっています。

性・年代別では、20代以上の男性で、女性よりも『賛成』と回答した人が多く、特に70代以上の男性では『賛成』が約6割にのぼっています。一方、すべての年代の女性で、『反対』と回答した人の割合が男性より高く、その割合は年代が下がるにつれて高くなっています。



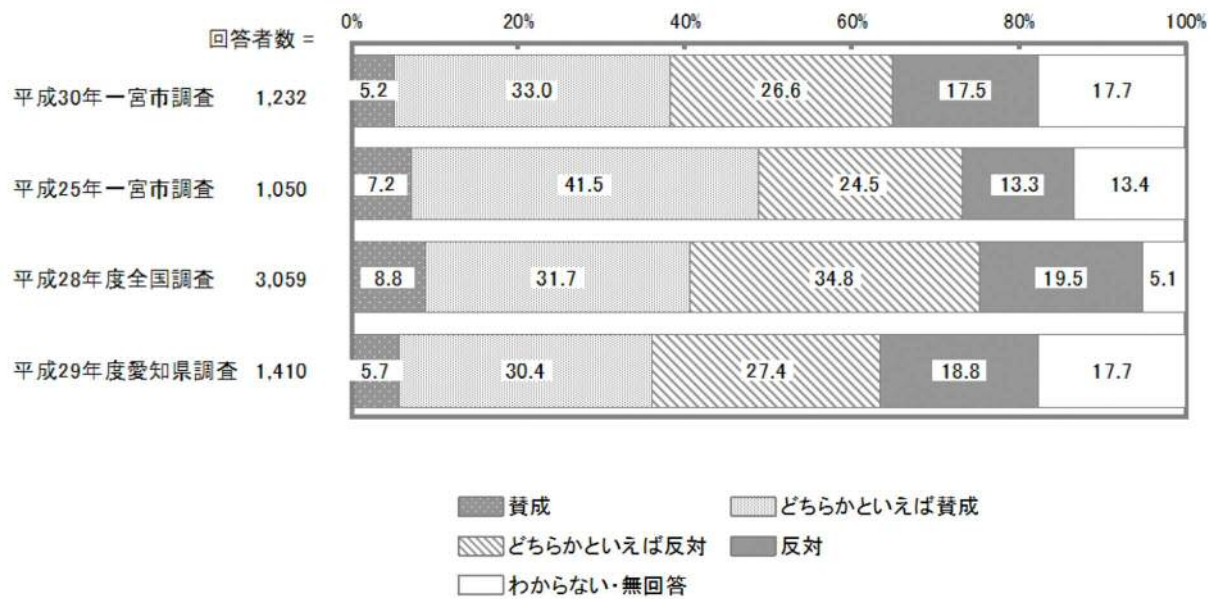
* 固定的性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めること。

平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『賛成』と回答した人の割合が低下し、『反対』のと回答した人の割合は増加しています。

全国、県の調査と比較すると、『賛成』と回答した人の割合は全国調査より低く、愛知県調査より高くなっています。一方で、『反対』と回答した人の割合は、全国、県の調査より低くなっています。

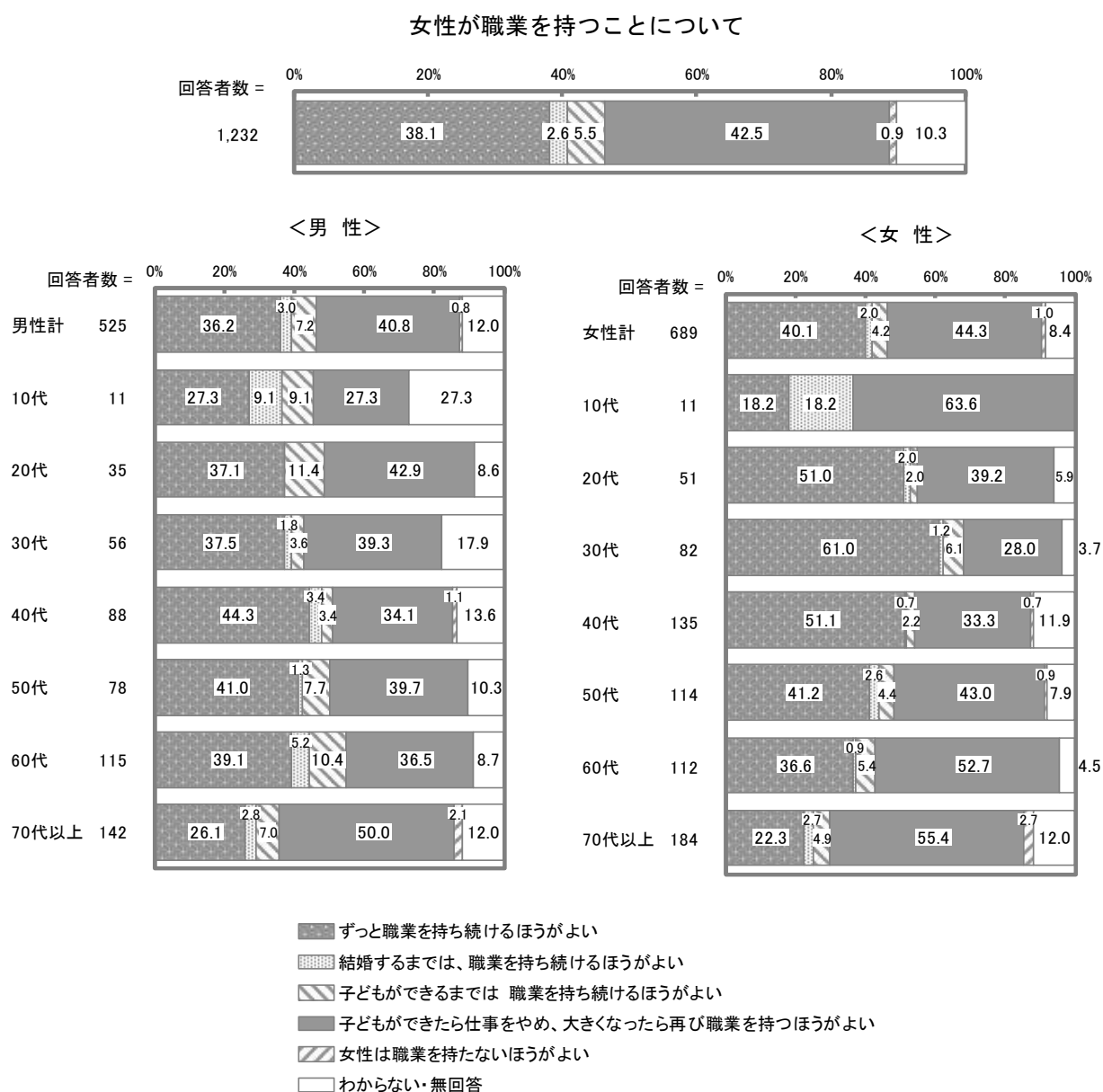
「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方



(2) 女性が職業を持つことについて

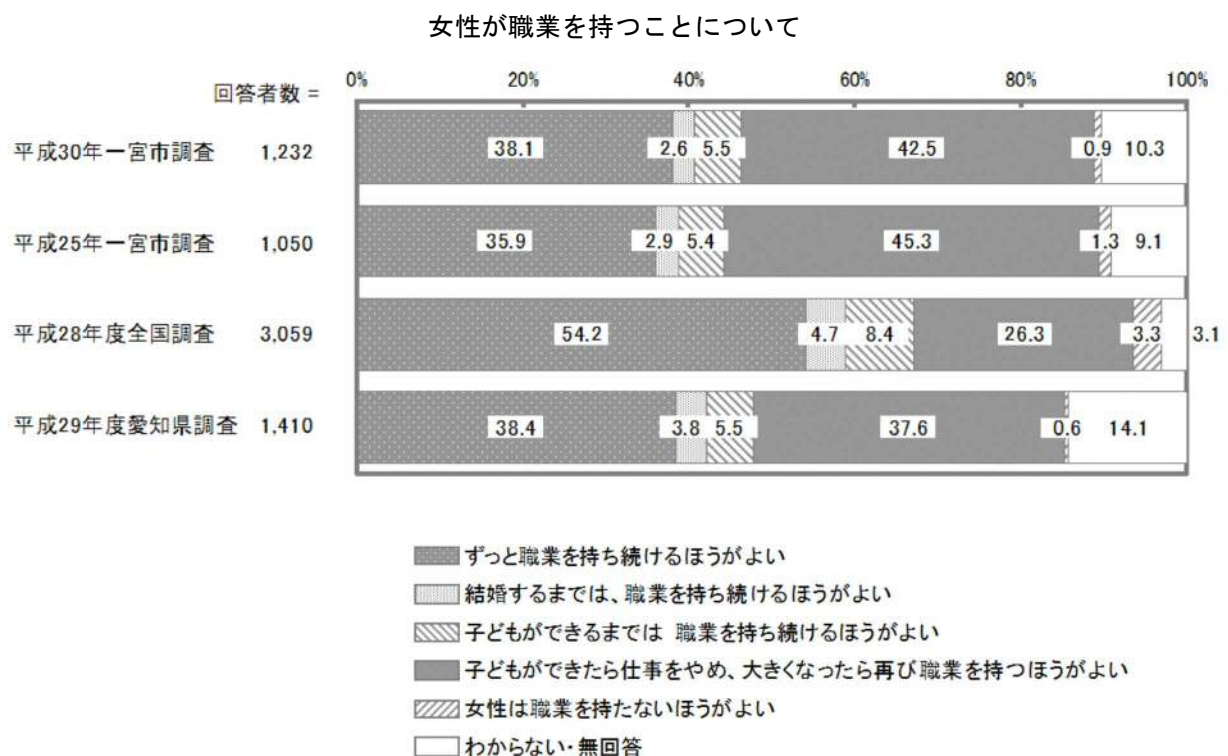
全体では、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合が最も高く、次いで「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が続き、ともに約4割となっています。

性・年代別では、他に比べ、20代から40代の女性で「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が、60代以上の女性では「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が多く、それぞれ過半数となっています。



平成25年の一宮市調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と答えた人が増加し、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と答えた人が減少しています。

全国、県の調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が全国調査よりも約16ポイント低くなっています。一方で「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」は全国、県の調査よりも高くなっています。



ポイント

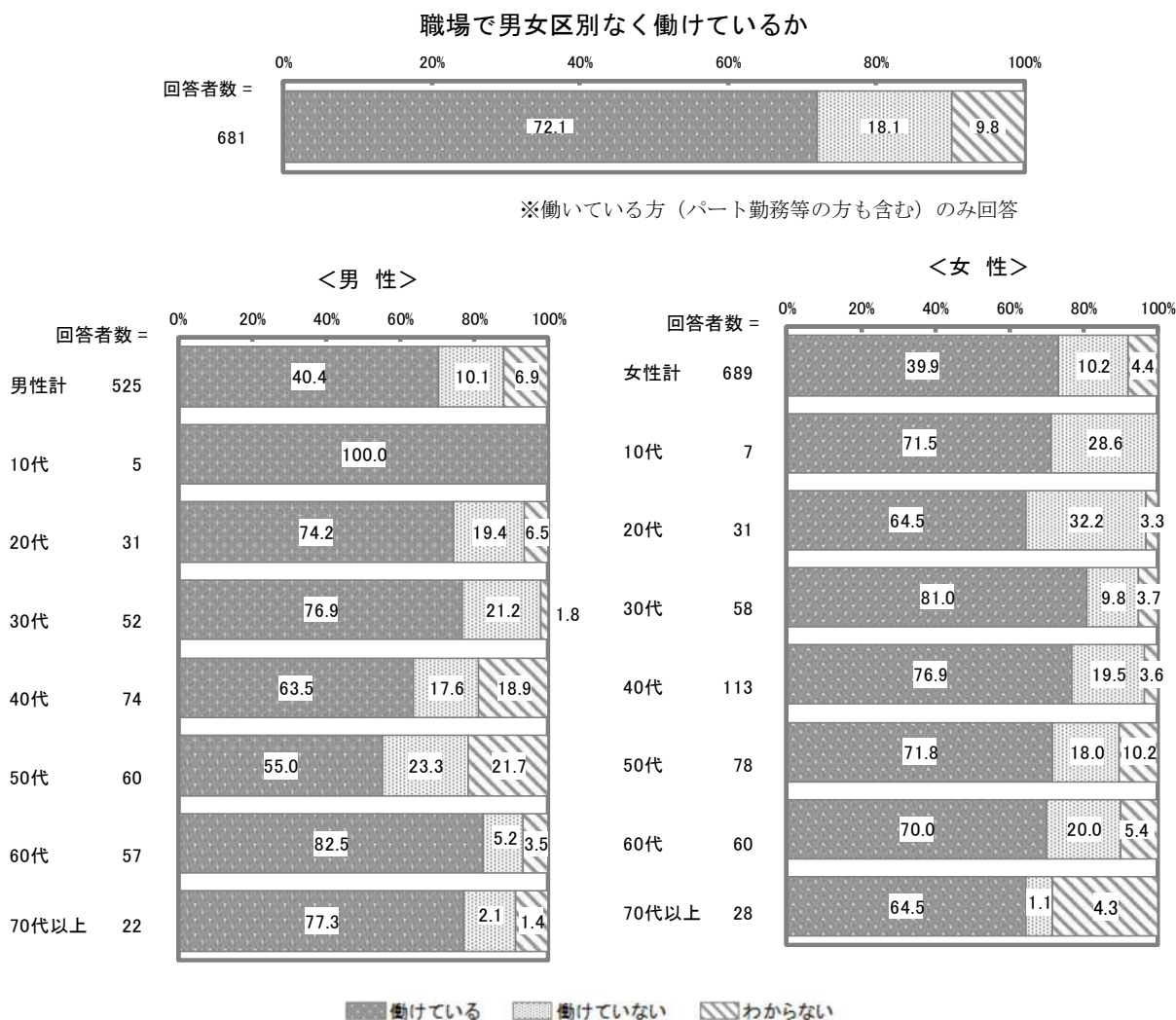
○「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な考えを示す人は前回調査より増加しており、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられます。しかし、全国と比較すると、否定的な考えを示す人の割合は低く、今後も幅広い層に向けた意識啓発が必要と考えられます。

3 就労の場での男女共同参画

(1) 男女区別なく働けているか

全体では約7割の人が『男女区別なく働けている』と回答しています。

性・年代別では、10代、20代、60代以上では、女性で男性よりも『男女区別なく働けている』と感じている人が少なく、特に20代女性では6割台となっています。対して、30代女性では『男女区別なく働けている』と感じている人が多く、8割となっています。

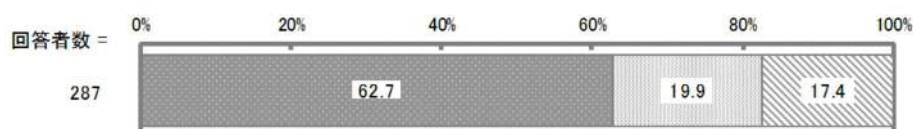


(2) 家庭内における仕事と子育ての両立について

「家庭内において仕事と子育ての両立ができていると思うか」という設問に、「はい」と回答した人の割合が最も高く、約6割となっています。

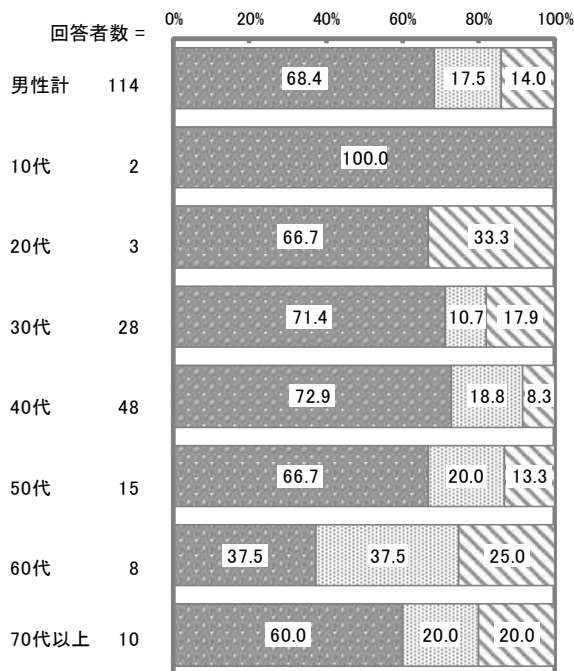
性・年代別では、30代の女性で「いいえ」と回答する人が多く、2割半ばとなっており、また、同年代の男性より約14ポイント多くなっています。

家庭内において仕事と子育ての両立ができていると思うか

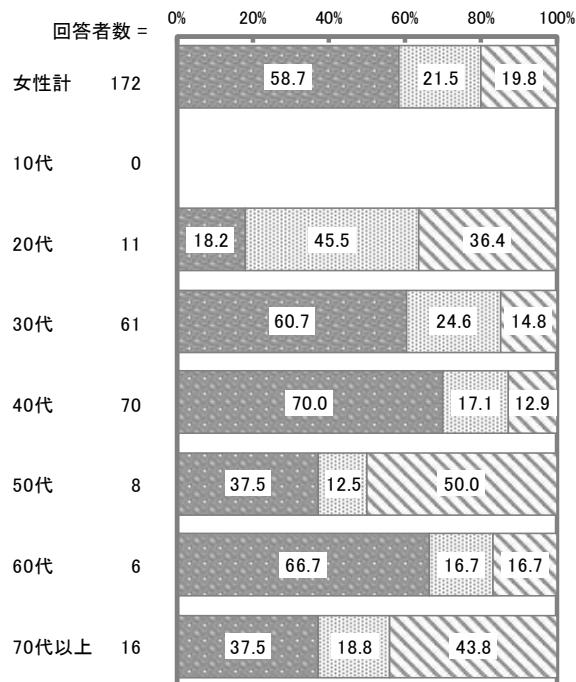


※中学生以下のお子さんがある方のみ回答

<男性>



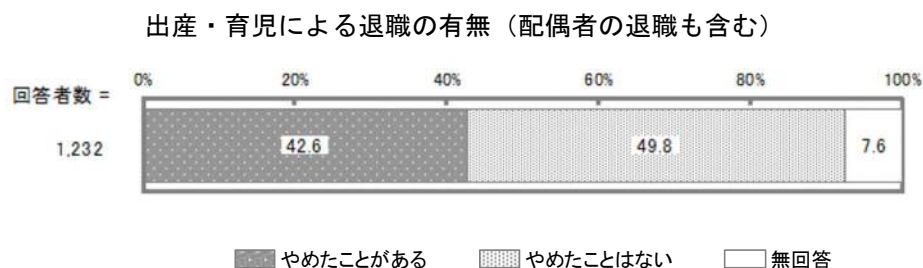
<女性>



■ はい ■ いいえ ■ その他

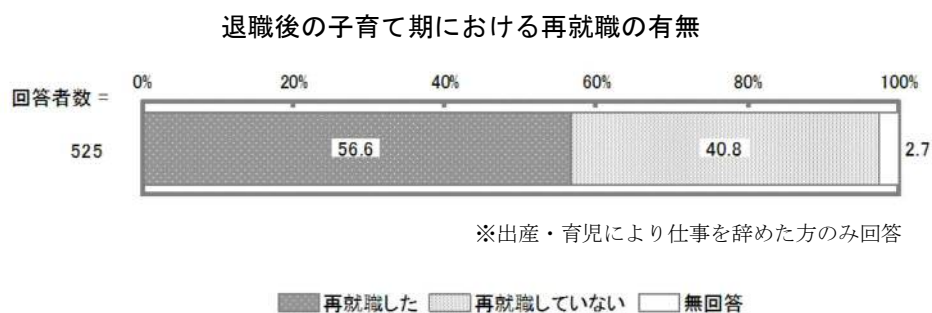
(3) 出産・育児による退職

全体では、「(本人もしくは配偶者が) 出産・育児により退職したことがある人」の割合は約4割となっています。一方、「出産・育児期においても仕事を継続している人」は5割となっています。



(4) 退職後の子育て期における再就職

退職後、「子育て期に希望する職場・職業に再就職(パート・アルバイト等を含む)した人」の割合は、5割台半ばとなっています。一方、再就職していない人が4割となっています。



ポイント

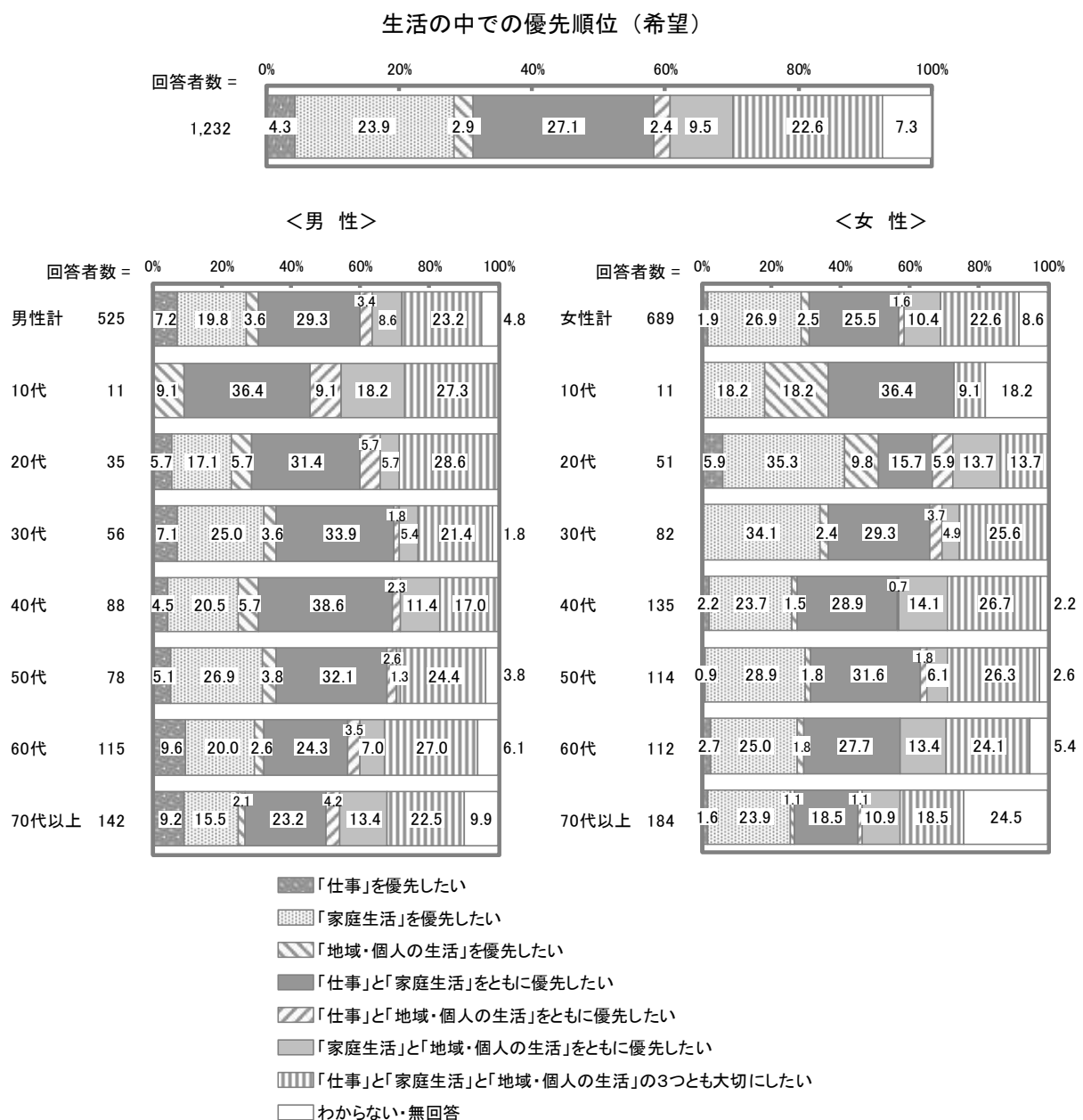
○ 出産・育児を機に退職する人が多いことから、男女が育児をともに担いながら仕事と家庭を両立し、就労継続できるよう意識啓発等の取組が必要です。

4 ワーク・ライフ・バランス

(1) 生活の中での優先順位（希望）

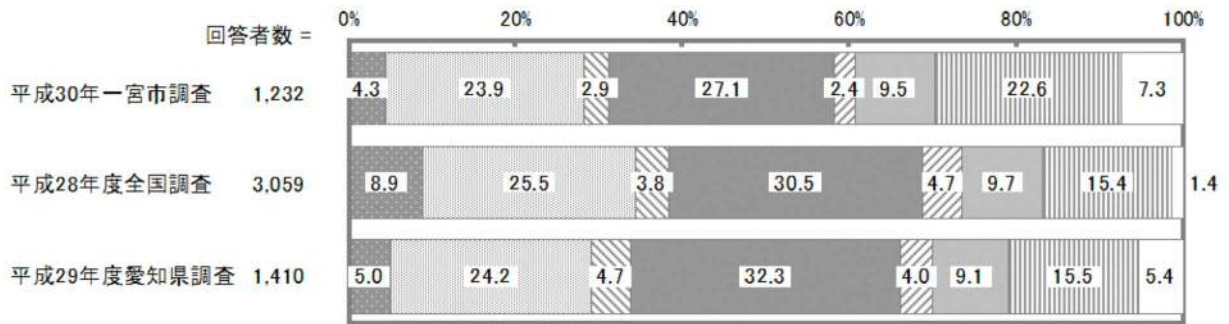
全体では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と回答した人の割合が最も多く、約3割となっています。

性・年代別では、20代・30代の女性で、同年代の男性より『「家庭生活」を優先したい』と考える人が多く、3割台半ばとなっています。また、20代女性では、同年代の男性より『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と考える人が少なく、男性の約半分となっています。



全国、愛知県の調査と比較すると、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしたい』と回答した人の割合が高くなっています。

生活の中での優先順位（希望）

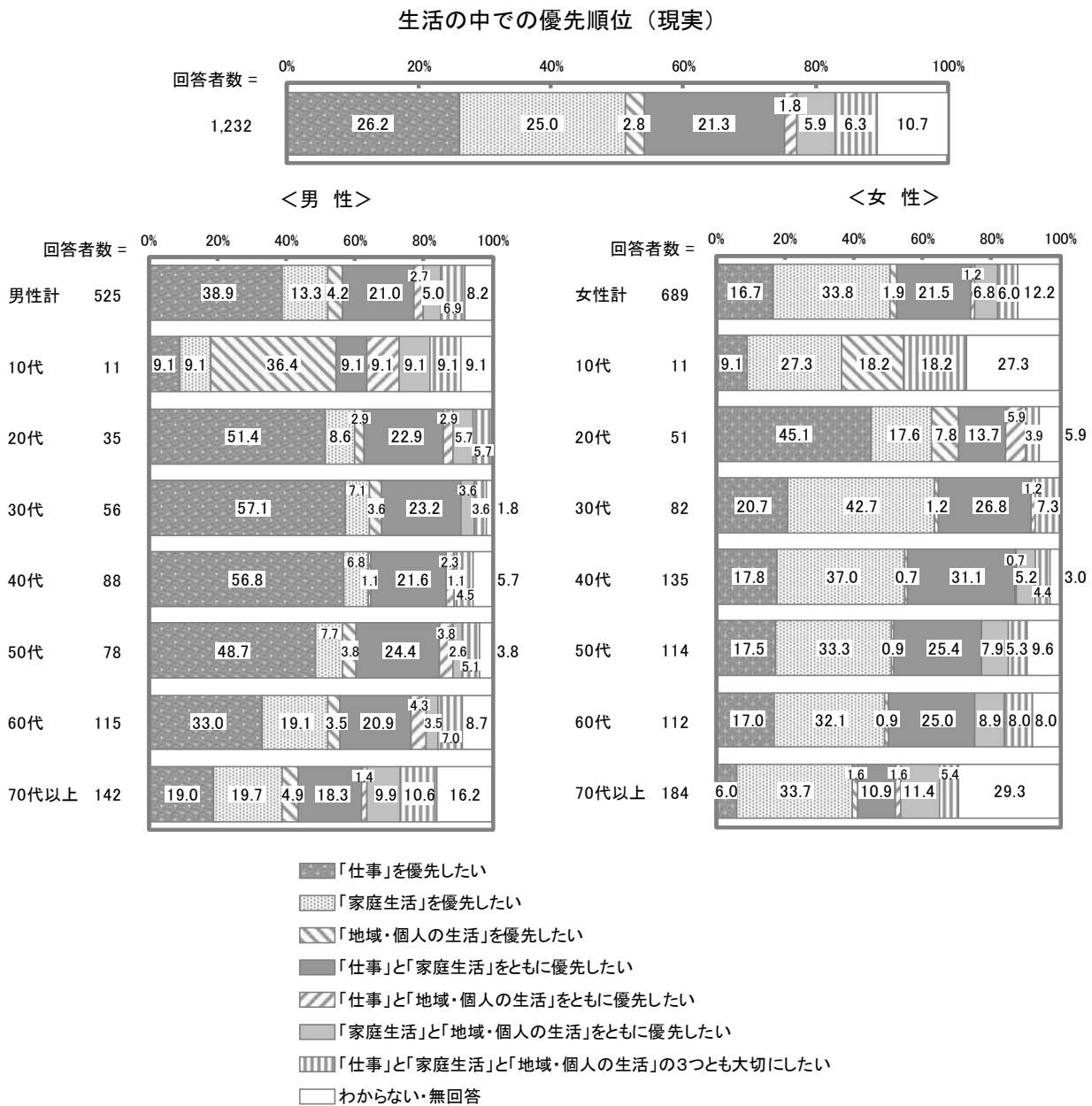


- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- ▨ 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- ▨ 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしたい
- わからない・無回答

(2) 生活の中での優先順位（現実）

全体では、『「仕事」を優先している』と回答した人の割合が最も高く、次いで『「家庭生活」を優先している』と回答した人が多く、ともに2割台半ばとなっています。

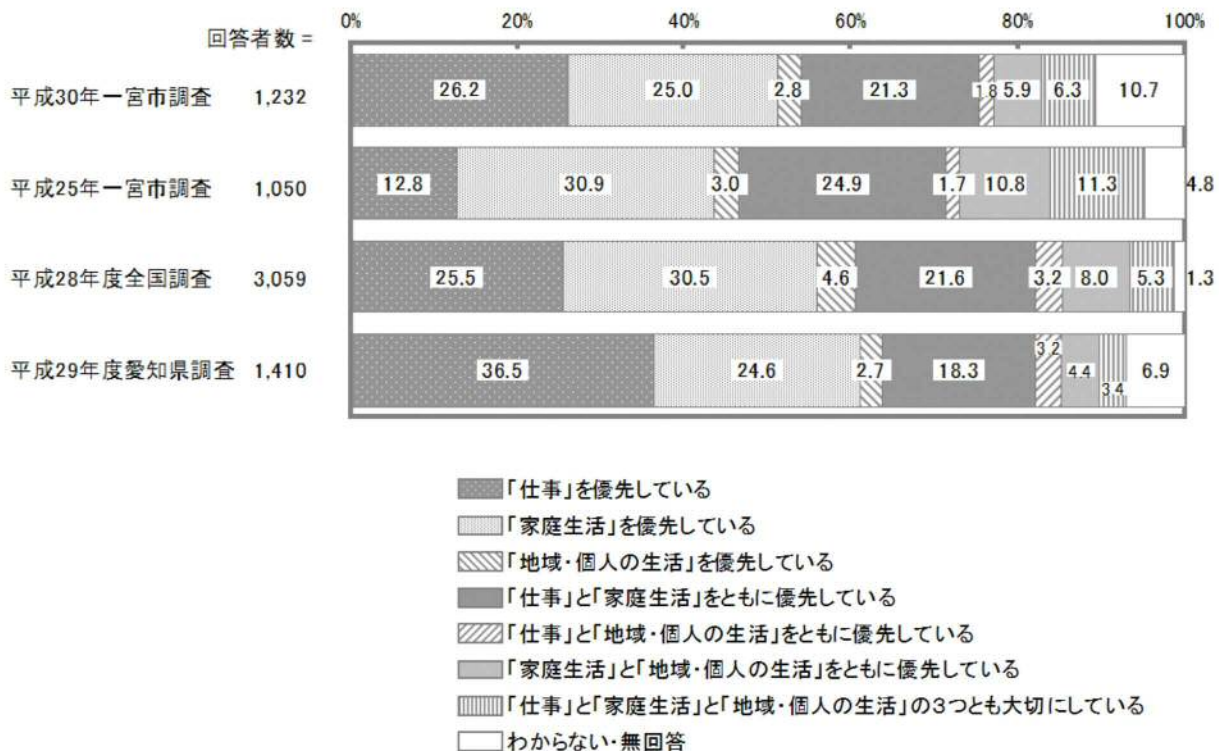
性・年代別では、20代以上の男性で、同年代の女性より『「仕事」を優先している』と答えた人が多く、一方、すべての年代の女性で、男性より『「家庭生活」を優先している』と答えた人が多く、性別で差がみられます。



平成 25 年の一宮市調査と比較すると、『「仕事」を優先している』と回答した人が増加し、『「家庭生活」を優先している』『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の3つとも大切にしている』と回答した人が減少しています。

県の調査と比較すると、『「仕事」を優先している』と回答した人の割合が、全国と比較すると、『「家庭生活」を優先している』と回答した人の割合が低くなっています。

生活の中での優先順位（現実）



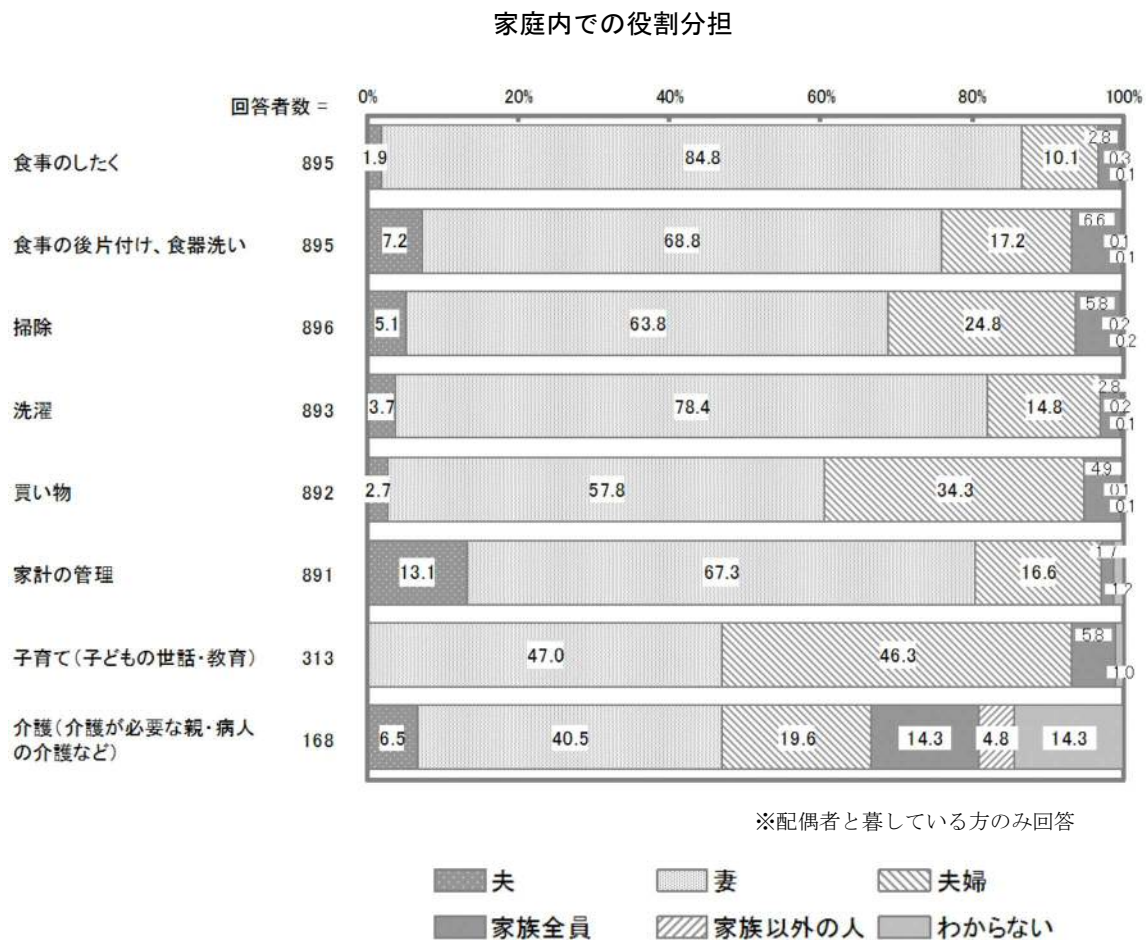
ポイント

○希望では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と回答する人の割合が高いにもかかわらず、現実では、前回調査に比べ「仕事」を優先している人が増加しており、理想と現実の差が大きい状況です。
理想と現実のギャップが小さくなるよう、ワーク・ライフ・バランスの意識の高揚を図り、多様な生き方が選択・実現できる社会をつくる必要があります。

5 家庭内での役割分担

調査を実施したすべての項目で「主に妻が担当する」と回答した人の割合が最も高くなっており、特に「食事のしたく」では8割台半ばと、家事の多くを女性が担っていることがうかがえます。

しかしながら、「子育て（子どもの世話・教育）」については、他の項目に比べ、「夫婦で担当する」と回答した人の割合が高くなっています。



ポイント

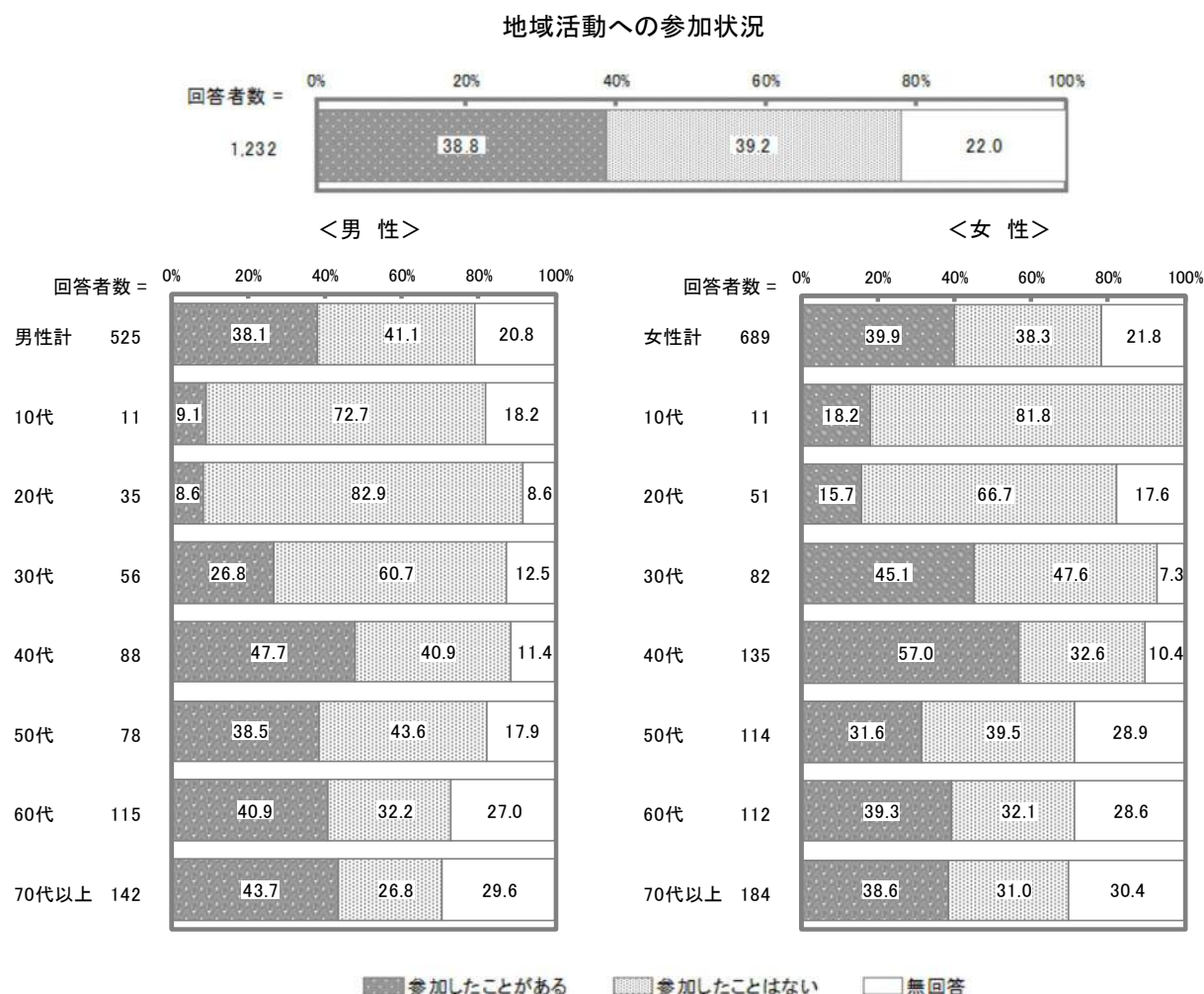
○家庭内での役割は、依然として妻がその多くを担っていることがうかがえます。固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭内で男女がともに協力しながら家事や育児を分担することができるよう、男性の家事・育児・介護への参画を促す取組が必要です。

6 地域活動

地域活動への参加状況

全体では、「参加したことがある」、「参加したことはない」と回答した人の割合が、どちらも約4割となっています。

性・年代別にみると、30・40代の女性で、同年代の男性より「参加したことがある」と回答した人の割合が高く、30代の女性では男性より約18ポイント多くなっています。また、男性は、50代以上で「参加したことがある」と回答した人の割合が、同年代の女性より高くなっています。



ポイント

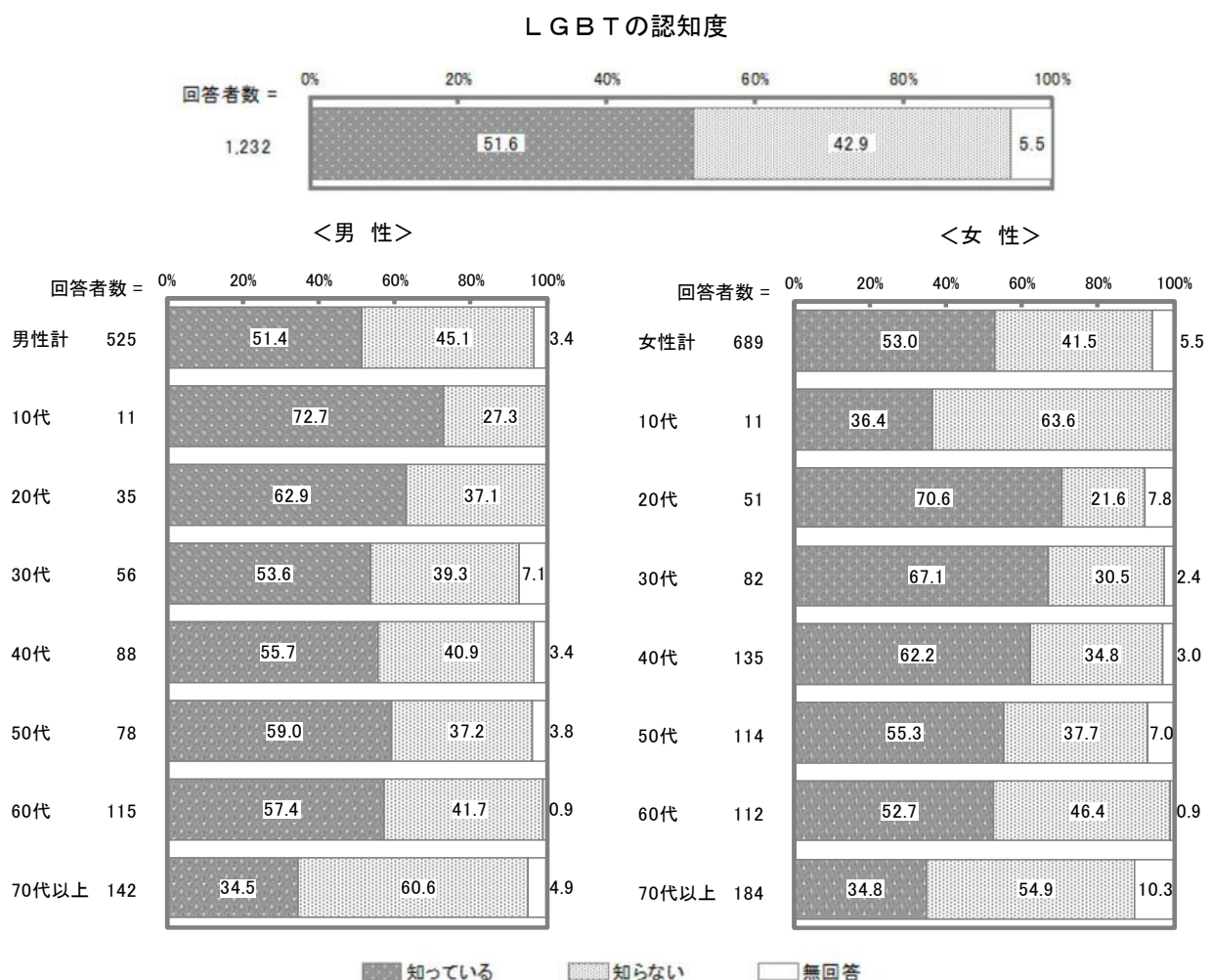
○町内会や子ども会、老人会、ボランティア等の地域活動が、片方の性に偏るなど性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

7 性的少数者（LGBT*等）

LGBTの認知度

全体では、「知っている」と回答した人が約5割、「知らない」と回答した人が約4割と、「知っている」と回答した人の割合が高くなっています。

性・年代別では、10代の男性、20代・30代の女性で「知っている」と回答した人の割合が高く、約7割となっています。また、20代から40代では、「知らない」と回答した男性の割合が、同年代の女性より多くなっています。



ポイント

〇LGBTについて、「知っている」と回答した人は半数にとどまり、一層の周知が必要となっています。

* LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

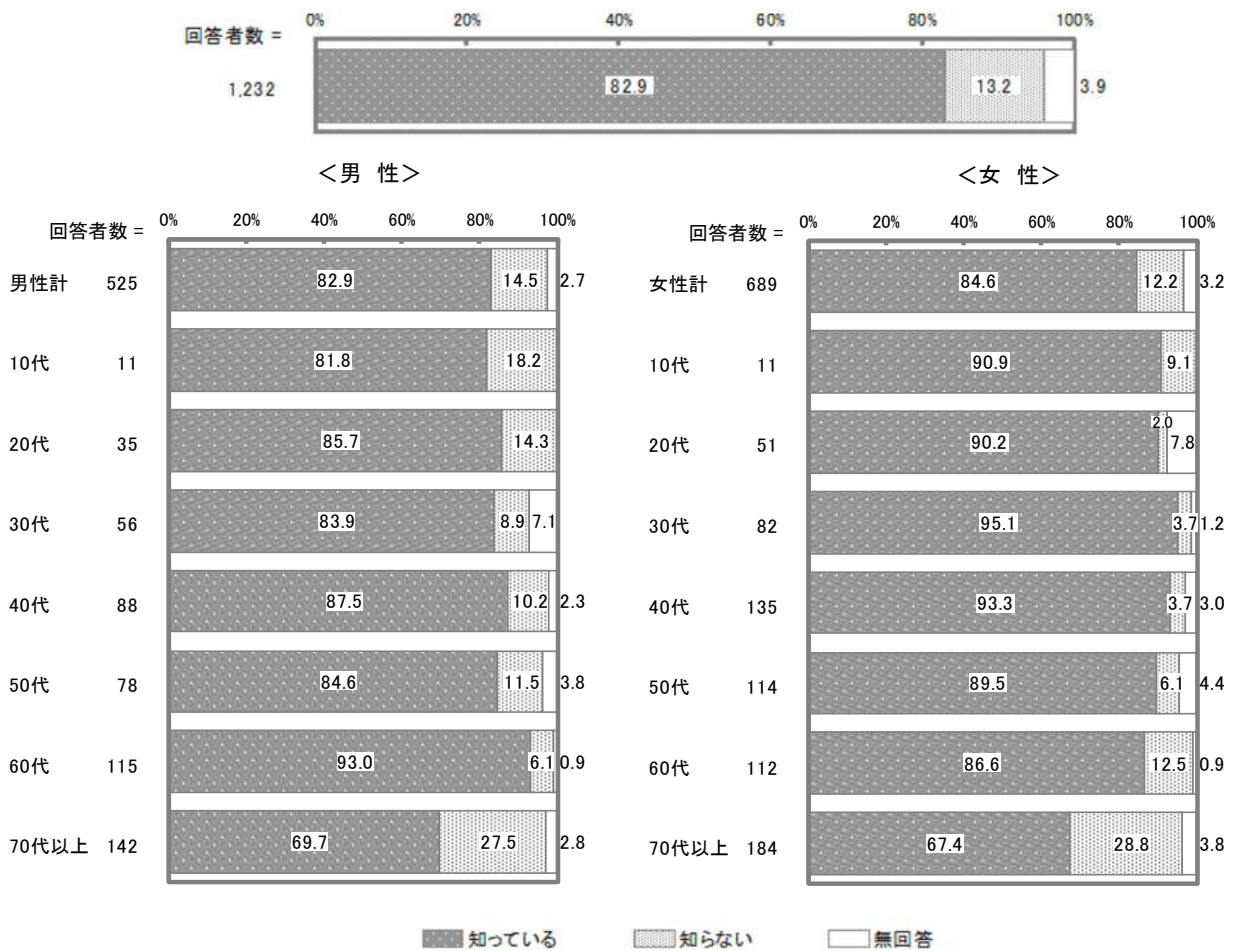
8 DV（ドメスティック・バイオレンス）

（1）暴力の概念に関する認知度

全体では、「知っている」人が約8割と、「知らない」人に比べ、多くなっています。

性・年代別では、10代から50代の男性で、同年代の女性に比べ、「知らない」人が多くなっています。

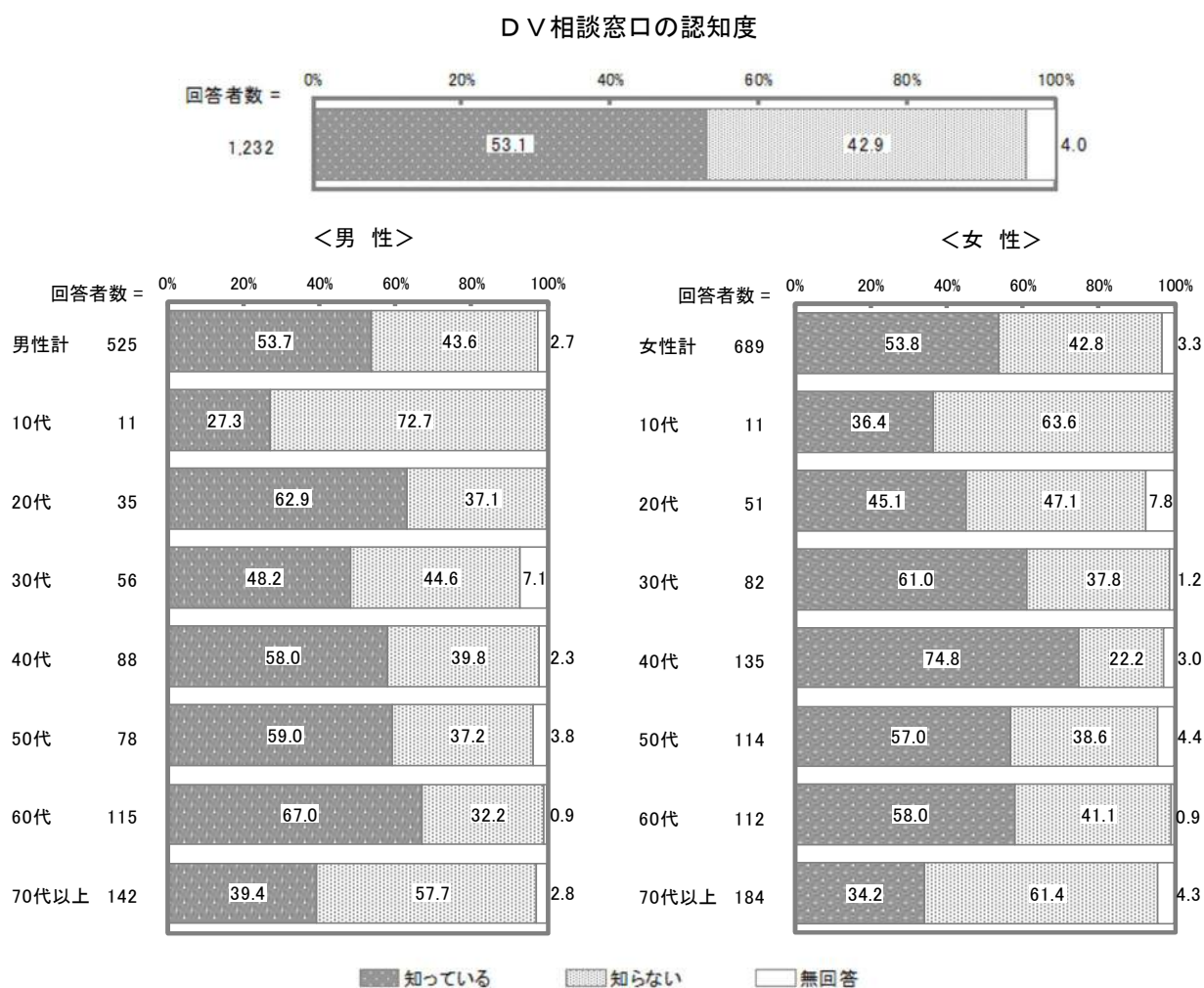
DVには精神的・性的暴力も含まれることの認知度



(2) DV相談窓口の認知度

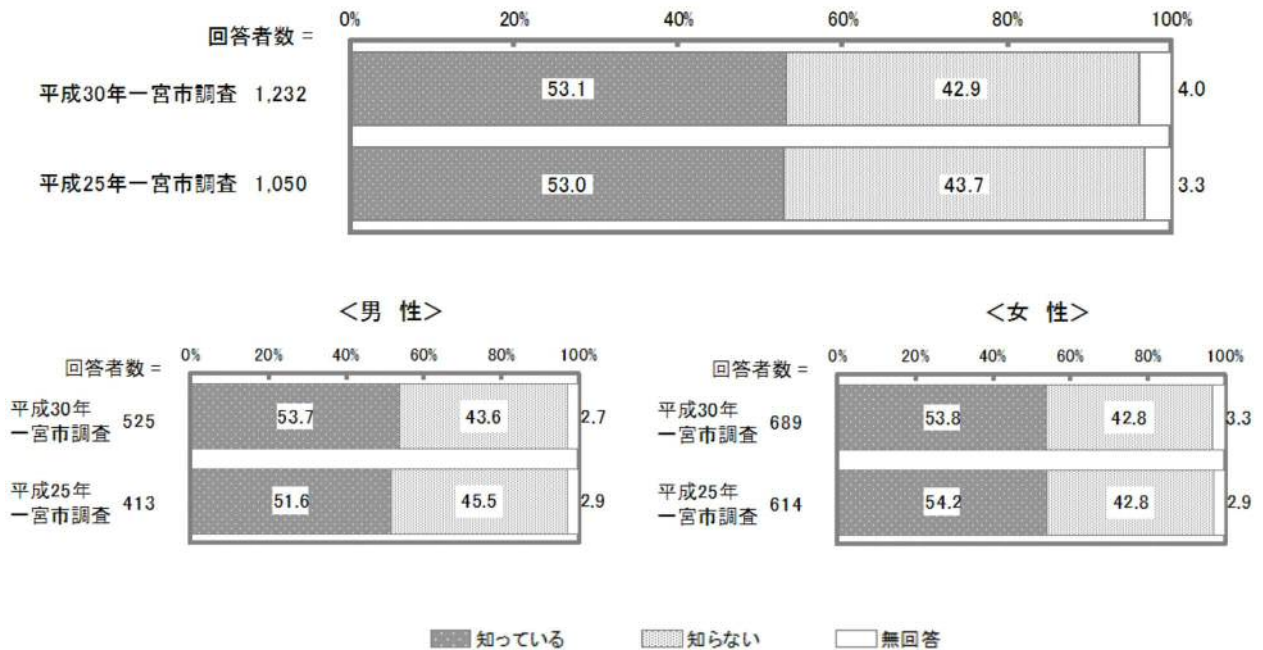
全体では、「知っている」人が約5割、「知らない」人が約4割となっています。

性・年代別では、他に比べ、40代の女性で「知っている」人が多く、7割台半ばとなっており、また同年代の男性より約17ポイント多くなっています。



平成25年の一宮市調査と比較すると、DV相談窓口の認知度については、大きな差異は見られません。

DV相談窓口の認知度



ポイント

ODVに関する基礎的な知識は、市民に浸透しています。
 ODVに関する相談窓口の認知度については、前回調査と比べてほとんど変わっていないため、一層の周知が必要となっています。

4 第2次計画の評価

成果指標の達成状況

「第2次一宮市男女共同参画計画」の6つの基本目標における20指標のうち、「目標達成」は6指標、「改善傾向」は6指標、「停滞」は8指標となっており、全体の6割が目標達成あるいは改善しています。

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成22年 (策定時)	平成30年 (最終年)	平成30年 (目標年)	
基本目標1 人権を尊重する男女共同参画社会に向けた意識の向上				
市民が感じる男女の地位の平等感(%)	13.3	16.0	17.3	停滞
男女共同参画図書の貸出数(冊)	9,479	9,815	14,000	停滞
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合(%)	52.3	39.0	44.0	目標達成
基本目標2 政策・方針決定への男女共同参画の促進				
審議会等委員への女性登用率(%)	29.2	31.0	35.0	停滞
市職員における女性管理職の割合(%)	11.8	22.0	20.0	目標達成
公立小中学校の教員における女性管理職の割合(%)	12.1	15.3	17.0	改善傾向
町会長の女性比率(%)	5.6	6.0	9.6	停滞
男女共同参画人材育成セミナー修了生の人数(人)	11	19	19	目標達成
基本目標3 地域・家庭における男女共同参画の推進				
地域活動への参加経験者の割合(%)	43.1	49.7	48.5	目標達成
性別や立場に関係なく、家庭・地域で自由に意見交換ができると思う人の割合(%)	32.4	41.9	42.0	改善傾向

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成 22 年 (策定時)	平成 30 年 (最終年)	平成 30 年 (目標年)	
基本目標 4 就業の場における男女共同参画の環境づくり				
男女差なく働けると感じる人の割合 (%)	37.4	(注) 37.4	51.0	停滞
仕事と子育ての両立ができていると思う人の割合 (%)	68.8	75.9	77.2	改善傾向
放課後児童保育施設の数 (施設)	54	58	59	改善傾向
出産・育児による退職後、希望の職場・職業に就いた人の割合 (%)	51.3	58.1	63.9	停滞
基本目標 5 生涯にわたる心身の健康と福祉の充実				
住民検診の受診率 (%)	39.3	36.0	42.3	停滞
社会に活躍の場を持っている高齢者の割合 (%)	35.5	38.0	38.6	改善傾向
福祉サービスを受けている人の満足度 (5点満点)	3.6	3.9	3.8	目標達成
基本目標 6 女性に対する暴力の根絶				
DVを理解している人の割合 (%)	74.9	86.2	90.0	改善傾向
DVに関する相談窓口を知っている人の割合 (%)	51.1	55.3	75.0	停滞
DV被害者へのワンストップ支援へ対応する支援事業数 (事業)	0	14	12	目標達成

※アンケート調査結果に関わる基準値、現状値は、無回答を除いた数値となっています。

(注) 平成 30 年の調査において内容の変更があり、平成 29 年の調査結果としています。

●第2次計画での主な課題

- ・男女の地位の平等感が停滞している。
- ・審議会等委員への女性登用率が目標値 (35%) に達していない。
- ・町会長の女性比率が停滞している。
- ・就業の場における男女共同参画の環境づくりが整っていない。
- ・住民検診の受診率が停滞している。
- ・DVに関する相談窓口への周知が進んでいない。

第 3 章



計画のめざす方向

1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第7次一宮市総合計画において、男女共同参画に関連する施策として、「女性の活躍できる環境づくり」を掲げています。

本市がこれらの考えをふまえ、男女共同参画社会を実現していくためには、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

本計画においても第2次一宮市男女共同参画計画で掲げていた基本理念「男女がともに 個性と能力を発揮できる社会づくり」を、引き続き継承し、男女共同参画社会の実現をめざします。

[基本理念]

男女がともに 個性と能力を発揮できる社会づくり

2 めざすべき姿

この計画では、現状把握や男女共同参画を取り巻く社会の動向などを踏まえ、次の5つの「めざすべき姿」を掲げます。

これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。

○男女共同参画意識の浸透

固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができる

○誰もが生きがいや充実感を持ちながら活躍できる社会

誰もが働きやすい環境が整い、また、ワーク・ライフ・バランスが実現できている

○男女がともに責任を担い、あらゆる分野に参画できる社会

地域や家庭など社会のあらゆる場面で、誰もが意欲と能力を生かして様々な活動に参加している

○誰もが安心して暮らせる社会

男女が生涯にわたり健康で充実した生活を送る

困難を抱える人や、性的少数者の人権が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる

○暴力のない環境

DVを始めとする男女間のあらゆる暴力がなくなっている

3 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

固定的な男女の役割分担意識を改革していく視点を持って、男女共同参画社会についての意識づくりと教育の充実を進めます。

基本目標 2 女性の活躍できる環境づくり

男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

生活を取り巻く様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行うとともに、生涯健康で暮らせるよう健康づくりを支援します。

基本目標 5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (一宮市DV対策基本計画)

暴力を許さない人権意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

4 計画の体系



この計画では、男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業所、地域、団体と広く連携していくなかで、男女共同参画のモデルとなるよう、市として率先的に取り組む行動を掲載します。



計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

指標

	成果指標	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	16.0%	20.0%
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	39.0%	30.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

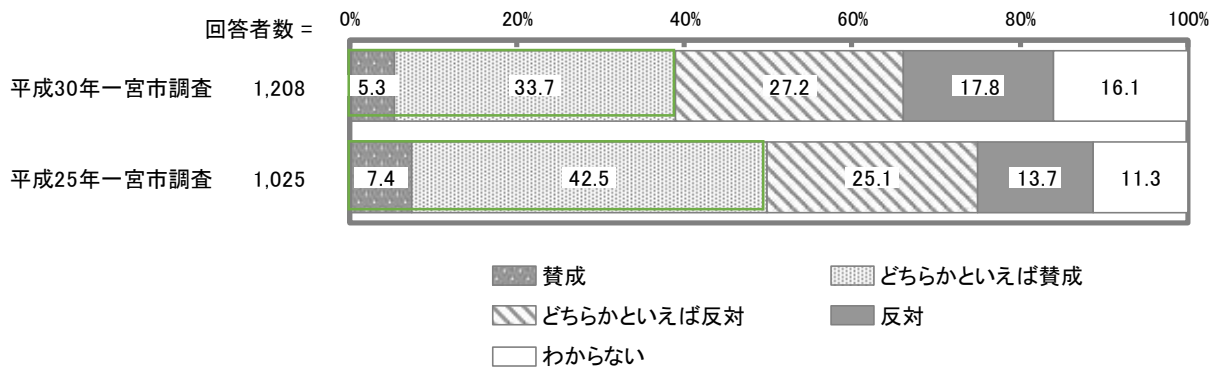
現状と課題

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識は、個人の能力の発揮や、生き方の選択の幅を狭めることにもつながり、男女共同参画社会の実現を阻害している要因となっています。

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は前回調査に比べ減少していますが、固定的な性別役割分担意識がいまだ根強く残っている状況がうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。市民が男女共同参画の意識を高めるためにも、効果的な広報啓発活動を進めていく必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

※第4章のグラフは無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

ワークショップからの意見

◇行政や企業に期待すること

- ・男性の意識改革をしてほしい

◇私たちができること

- ・日頃から性別による役割分担意識をなくす
- ・男性、女性それぞれの立場を理解し、互いの気持ちを受け入れる

施策の方向

男女共同参画社会に向けた意識づくりのため、情報紙やウェブサイト、男女共同参画に関する講座やイベント等により、男女共同参画に関する啓発活動に取り組みます。

また、関係機関との連携を図りながら、男女共同参画に関する図書・資料等を充実させます。

○ 広報紙・情報紙の発行等

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	広報紙、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望により、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 講座・イベント等の実施

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画セミナー	男女共同参画に関する理解・認識を深めるためのセミナーを開催します。	政策課
男女共同参画に関するイベント等の実施	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	政策課
女性講座	女性の社会参画を促し、その学習意欲に応えるための女性講座を開催します。	生涯学習課

○ 市職員に対する啓発・研修

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画ガイドラインの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員に配付するとともに、全職員に周知します。	政策課
男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について、職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	人事課

○ 資料の収集と市民への提供

事業の項目	内容	担当課
資料の収集と提供	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に提供します。	政策課

○ 学びやすい環境づくり

事業の項目	内容	担当課
各種講座等での託児	各種講座等にて、受講者の希望により託児を実施します。	関係各課

○ 男女共同参画の図書の充実

事業の項目	内容	担当課
図書や資料の提供	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館事務局
男女共同参画に関する図書の展示	男女共同参画週間に関連図書の紹介、展示など行います。	図書館事務局

(2) 子どもへの男女共同参画の促進

現状と課題

次世代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画社会の理解を深め、性別にとらわれることなく、それぞれの個性と能力を伸ばし、健やかに成長できるようにしていくことが重要です。

また、子どもたち一人ひとりが将来を見据えて自己形成できるよう、家庭や学校、地域など社会全体で取り組んでいくことが必要です。

ワークショップからの意見

◇行政や企業に期待すること

- ・小学生の頃から男女共同参画について教えてほしい

◇私たちができること

- ・子どもに「男だから、こうなさい」「女だから、それをしちゃダメ」などと言わないようにする

施策の方向

学校教育では人権の尊重や男女相互の理解、協力の重要性などについての教育を充実させるとともに、教員等に対しては男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施していきます。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方ができるようキャリア教育を推進していきます。

○ 男女共同参画意識の定着

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画に関する作品募集	小中学生への作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	政策課
名簿作成上の配慮	名簿を作成する上で男子が優先との印象を与えないよう配慮します。	学校教育課
教員に対する男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課

○ キャリア教育の推進

事業の項目	内容	担当課
キャリア教育の推進	地域の事業所での職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課

○ 子育て観の形成

事業の項目	内容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	赤ちゃんとふれ合ったり、母親から赤ちゃんとの生活などの話を聞かせてもらいます。	子育て支援課
中学生保育園訪問	「幼児と触れ合うなどの活動」として、家庭科の時間を利用して、保育園訪問を全中学校において実施します。	学校教育課

○ 年齢に応じた健康教育・性教育の推進

事業の項目	内容	担当課
社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	「特別活動」の年間計画の中に「性教育」の時間を位置づけ、全小中学校全学年において実施します。	学校教育課

○ 男女共同参画の視点を持った道徳教育の推進

事業の項目	内容	担当課
道徳における男女の協力に関する指導	道徳のカリキュラムに沿って、男女の協力について指導します。	学校教育課

基本目標 2 女性の活躍できる環境づくり

指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	男女差なく働けると感じる人の割合	72.1%	80.0%
2	就職を希望する女性の就職率	5.6%	9.0%
3	男性の育児休業取得率	7.9%	14.0%
4	女性の育児休業取得率	94.4%	100%
5	待機児童が発生している学校区数 (放課後児童クラブ)	7校区	4校区

※成果指標1の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

※成果指標2～4の基準値、目標値は、第7次一宮市総合計画との整合性を図っています。

(1) 女性の就労支援

現状と課題

人口減少の進展に伴う労働力不足の懸念や多様な人材の確保の観点などから、女性が十分に活躍できる環境の整備が求められています。

市民アンケート調査では、女性が職業を持つことについて、20代から40代の女性で「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が多く、過半数を占めています。

働くことを希望する女性とその能力を十分に発揮することができるよう、女性が働くことへの周囲の理解や多様な働き方への支援、能力開発の支援などが必要です。

ワークショップからの意見

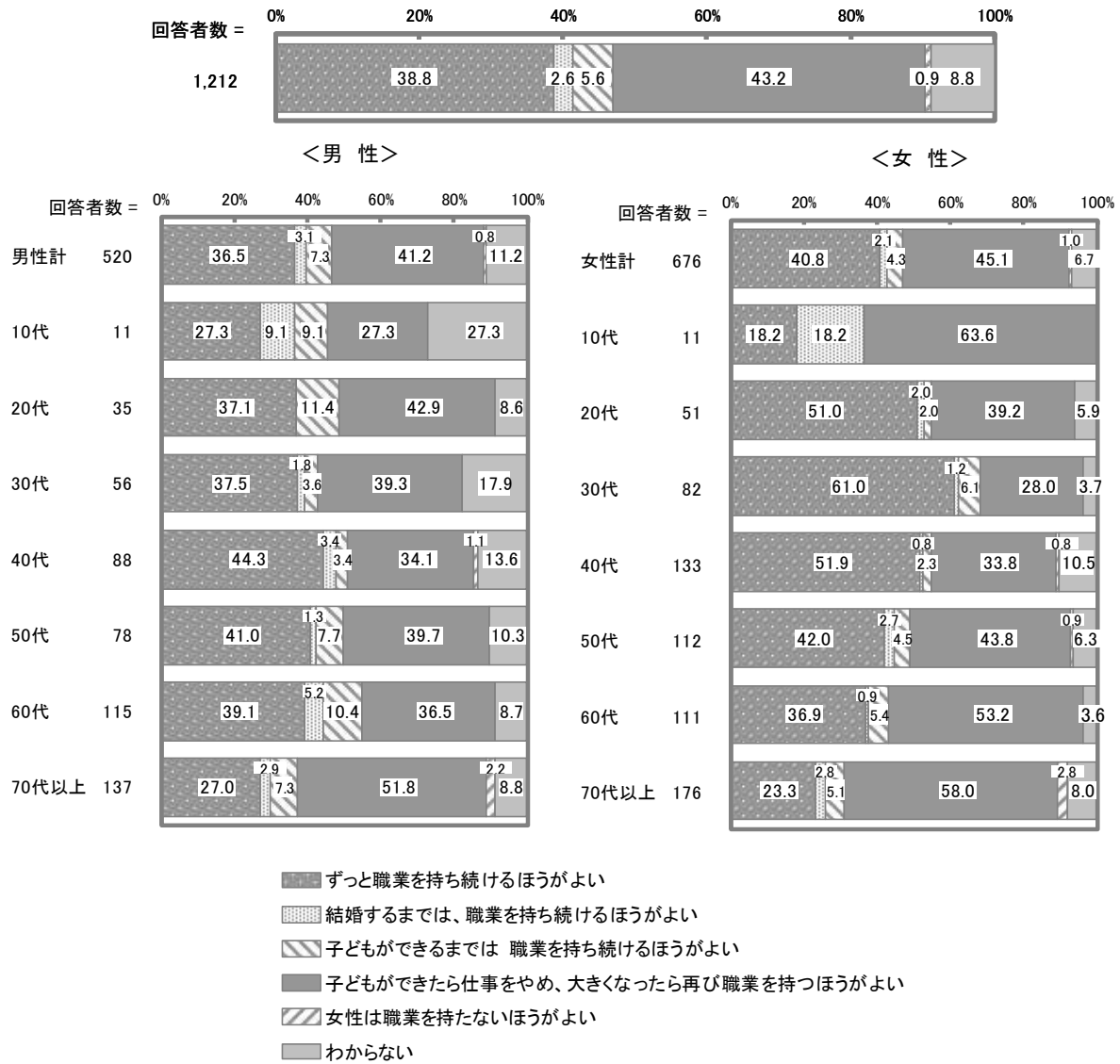
◇行政や企業に期待すること

- ・女性管理職をもっと増やしてほしい

◇私たちができること

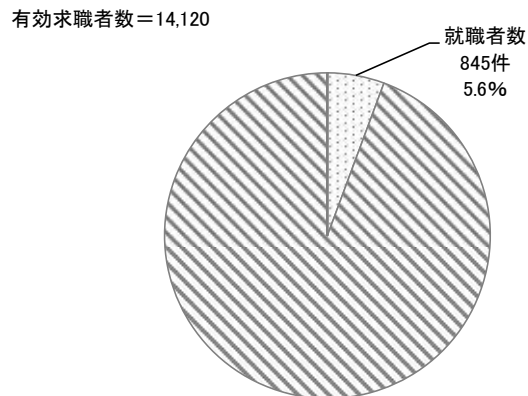
- ・職場で互いに尊重し協力し合う

女性が職業を持つことについて



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

就職を希望する女性の就職率



資料：庁内資料（平成29年4月～平成30年3月）

施策の方向

出産や子育て等により離職した女性向けのセミナーを開催し、女性の再就職を支援していきます。また、職業生活において女性が活躍できるよう、起業やスキルアップを考える女性を支援するとともに、学習の機会を提供します。

○ 女性の就職支援

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画セミナー	女性の再就職セミナーを開催します。	政策課
企業説明会等の開催	ハローワーク、愛知県、一宮商工会議所、若者サポートステーション等と連携し、合同企業説明会・就職支援セミナー等を開催します。	商工観光課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットの配布により再雇用制度やマザーズハローワークの啓発を図ります。	商工観光課
一宮市離職者職業訓練助成制度	市内在住の離職者で、一宮公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設等に入校し所定の課程を学ぶ方を助成します。	商工観光課
職業生活にかかわる講座の開催	職業生活に必要な教養、知識及び技能を修得する教室を開催します。	働く婦人の家

○ 起業の場の提供

事業の項目	内容	担当課
SOHOインキュベータオフィス運営	尾張一宮駅前ビルのビジネス支援センター内に7区画のオフィスを用意し、低廉な賃料で提供し起業を支援します。	商工観光課

○ ポジティブ・アクションの推進

事業の項目	内容	担当課
公共調達における男女共同参画の推進	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定しています。	契約課

○ 各種制度の周知・啓発

事業の項目	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	商工観光課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットを活用し、各種制度の周知を行います。	商工観光課

(2) 仕事と子育て・介護の両立支援の推進

現状と課題

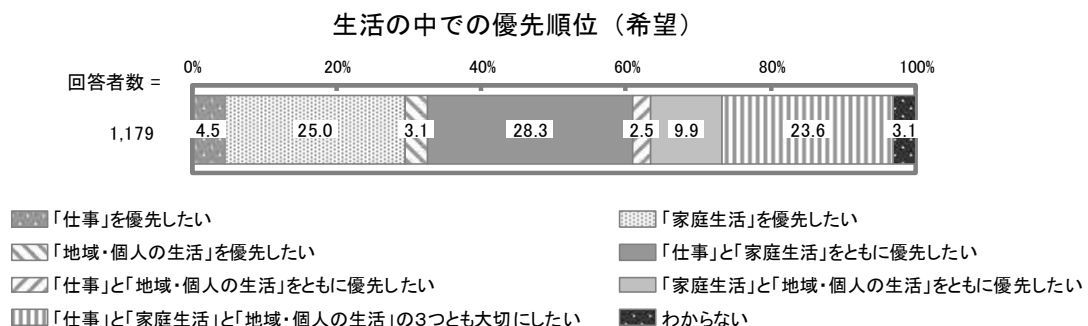
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、一人ひとりの健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、家庭生活においても家事や子育て、介護などの責任を分かち合っ、安心して豊かに生活していく上で重要なものです。

市民アンケート調査では、希望では生活の中での優先順位で『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』と考えている人が多いものの、現実では前回調査に比べ「仕事」を優先している人が増加しています。

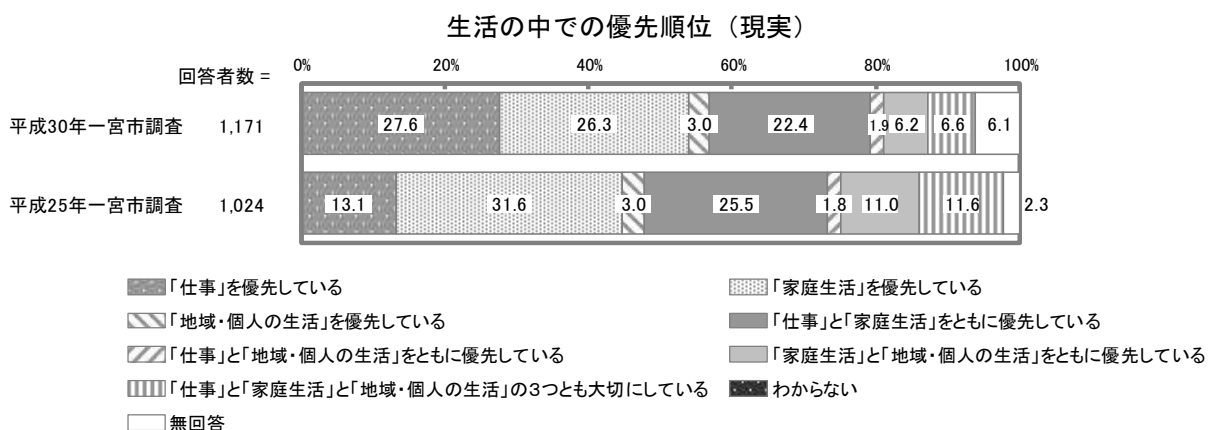
事業主へのアンケート調査では、女性の育児休業取得率は90%を超えている一方、男性は1割に満たない状況です。

また、放課後児童クラブの待機児童が発生している学校区数は、平成28年以降、減少しています。

今後は、理想と現実のギャップが小さくなるよう、多様な働き方を推進し、子育て・介護支援の充実を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備が必要です。

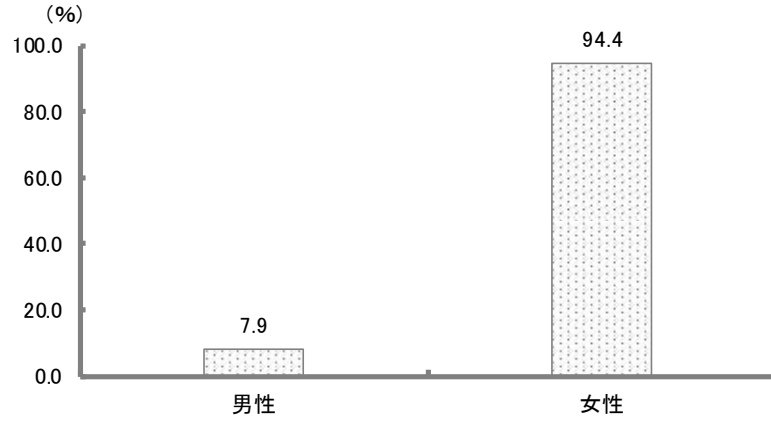


資料：市民アンケート調査（平成30年4月）



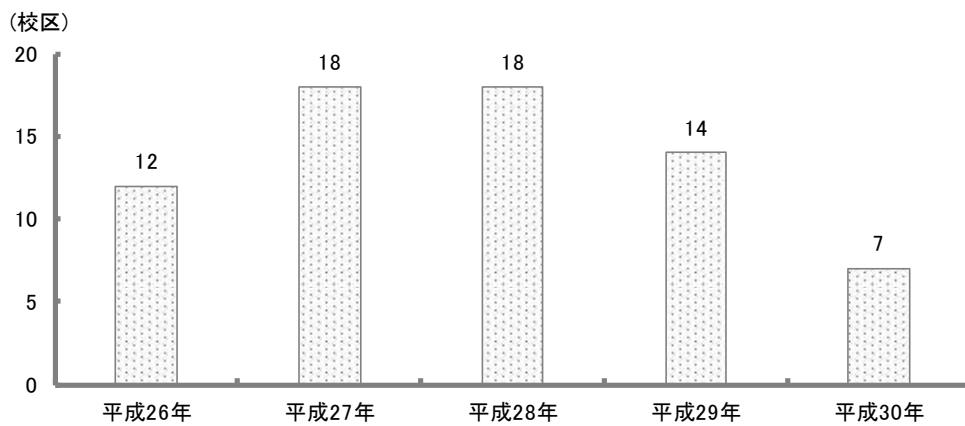
資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

育児休業取得率



資料：事業主へのアンケート調査（平成30年4月）

待機児童が発生している学校区数（放課後児童クラブ）



資料：庁内資料

ワークショップからの意見

◇行政や企業に期待すること

- ・働く子育て夫婦のための施設（保育所等）を充実してほしい
- ・全ての企業が育児、介護に協力的であってほしい
- ・育児休暇をもっと取りやすくしてほしい
- ・もっと様々な働き方（在宅勤務、フレックスタイム、短時間就業など）ができるようにしてほしい

◇私たちができること

- ・男性も育児休暇を利用する

施策の方向

短時間勤務やフレックス制度など多様で柔軟な働き方や、仕事と家庭生活との両立を支援する休暇制度の普及・定着を企業等に働きかけ、仕事や家庭生活、地域活動など自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していきます。

また、多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブ、介護支援サービスなどの充実に努めます。

○ 国・県等との連携による両立支援に関する啓発

事業の項目	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	商工観光課

○ 男性の働き方の見直しに向けた啓発

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	市広報、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所等の希望により、事業所向け男女共同参画出前講座を実施します。	政策課

○ 子育てに配慮した職場環境づくり

事業の項目	内容	担当課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	県及び市のウェブサイト、パンフレットにより周知します。	商工観光課

○ 子育て支援サービスの充実（保育所、放課後児童クラブ等）

事業の項目	内容	担当課
情報誌等の発行	「いちのみや子育て支援ハンドブック」及び「ゆめおりっこ」により、市の子育て支援関係の講座や情報、子育てサークル等に関する情報を提供します。	子育て支援課
子育て支援サイトの活用	「いちのみや子育て支援サイト」及び「いちのみや子育て支援アプリ」を活用し、インターネット上で子育て情報を提供します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要ときに相互の紹介・調整を行います。	子育て支援課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて、仕事等で昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
子ども一時預かり	中央子育て支援センターに設置する一時預かり施設において、保護者のリフレッシュ等を目的に4時間まで子どもを預かります。	子育て支援課
延長保育	勤務時間の関係で通常保育時間（8時～16時）には送迎できない保護者を対象に、保育時間の延長を行います。	保育課
病児・病後児保育	病気等で集団保育が困難な児童（6カ月～小学4年生）を、保護者に代わって保育します。	保育課
乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。定員を確保し、事業を継続していきます。	保育課
放課後子ども教室	小学1年生から3年生を対象に子どもの安全・安心な居場所作りを目的として、主に授業終了後の6時限目に小学校の教室で自主学習や体験活動を行います。	青少年育成課

○ 介護支援サービス等の充実

事業の項目	内容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流の場を提供します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

指標

	成果指標	基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合	36.9%	45.0%
2	町会長の女性比率	6.0%	10.0%
3	審議会等委員への女性登用率	31.0%	40.0%
4	市職員における女性管理職の割合	22.0%	25.0%
5	公立小中学校の教員における女性管理職の割合	15.3%	17.0%
6	消防吏員の女性人数	3人	6人

※成果指標1の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

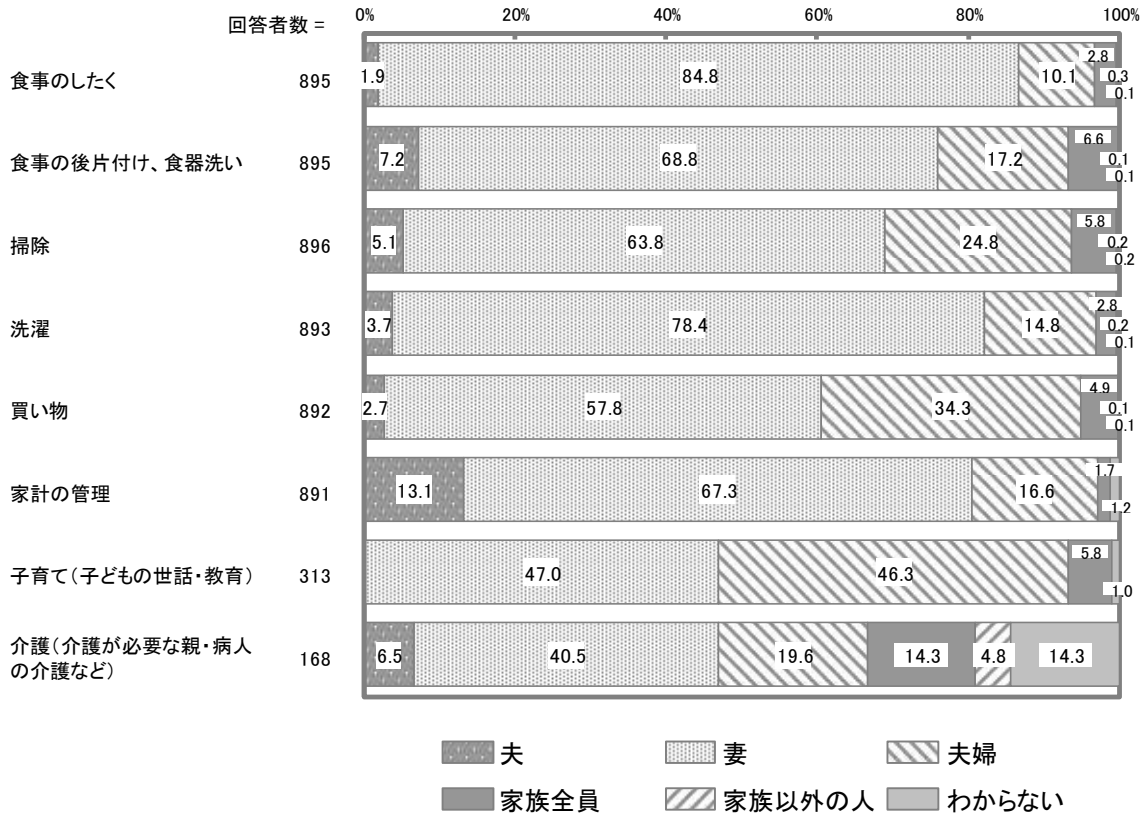
現状と課題

家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・子育て・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。しかしながら、家庭での役割などの多くを女性が担い、女性にとっては大きな負担となっています。

市民アンケート調査では、家庭内の役割分担は、全体的に妻が担っている場合が多くなっている現状がみられます。

家庭内で男女がともに協力しながら家事や子育てを分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が積極的に家事・子育て・介護に参加するための取組が必要です。

家庭内での役割分担



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

ワークショップからの意見

◇私たちができること

- ・家事育児の分担を家庭内で話し合って決める
- ・男性も料理や買い物をする
- ・自分のこと（簡単な料理等）はなるべく行うように心がける

施策の方向

男性が家族の一員として責任を持ち、家庭において家事・子育て・介護に参加することを促進するため、各種講座・教室等を開催します。

○ 父親の育児参加の促進

事業の項目	内容	担当課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康づくり課
父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙に父親の子育てに関する記事を掲載します。	子育て支援課
パパもいっしょに遊ぼう！	父親とふれあい遊びをしたり、親同士で交流したりします。	子育て支援課
幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親やその家族を対象とした幼児期家庭教育セミナーを開催します。親子で参加できるものを休日に開催し、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課
赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳児を持つ親（その家族）を対象として、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得とともに、子育てにおける家族と家庭の役割を考えることを目的に、赤ちゃんセミナーを開催します。休日開催日も設け、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課

○ 男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

事業の項目	内容	担当課
高齢者の料理教室	男性高齢者に対し、料理の基本を学ぶ機会を提供します。	高年福祉課
男女対象の料理教室	男性も参加できる料理教室を開催します。	働く婦人の家

○ 男性の介護参加の促進

事業の項目	内容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

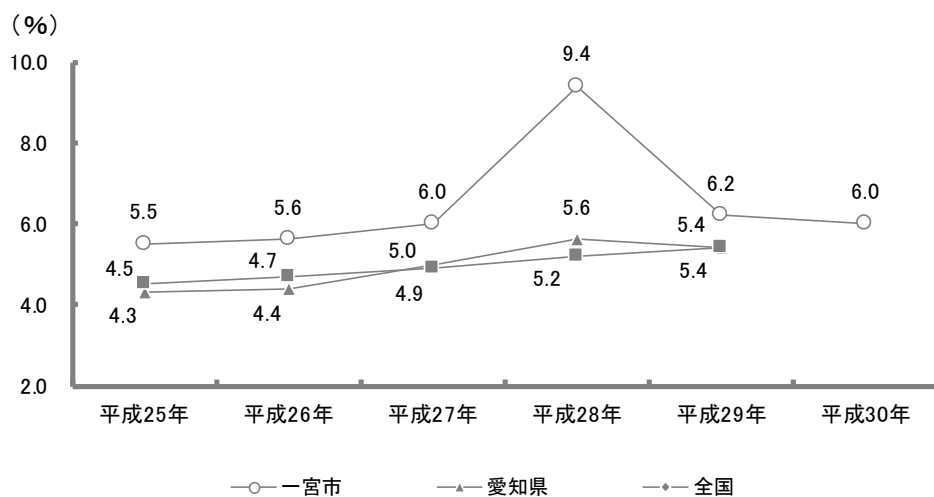
現状と課題

地域活動においては、女性、男性双方の力が必要不可欠ですが、地域活動への参加者は十分とは言えず、担い手不足が課題となっています。また、町会長の男女の割合に偏りがあるなど依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。

市民アンケート調査では、前回調査に比べると地域活動の場における男女の地位の平等感は高くなってきています。

今後、少子高齢化が進む中、地域活動において男女共同参画を推進していくためには、性別や世代に関係なく、ボランティアやNPO活動等に、誰もが参加しやすくなるような取組が必要です。

町内会長の女性の割合の推移



資料：市；政策課、
全国・県；(内閣府)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

ワークショップからの意見

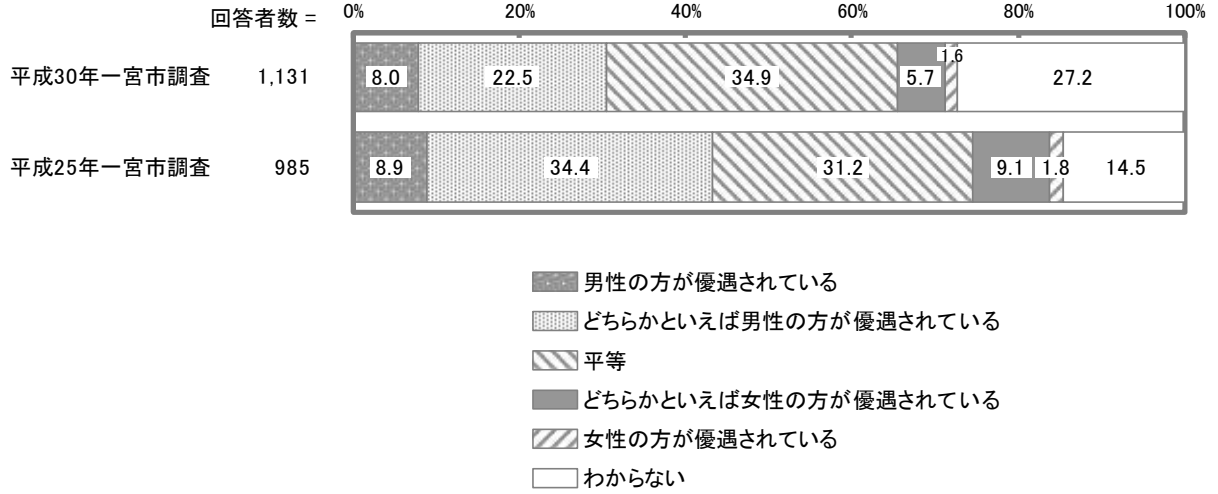
◇行政や企業に期待すること

- ・町内会組織運営にもっと女性を増やしてほしい
- ・市民団体やボランティアに支援してほしい

◇私たちができること

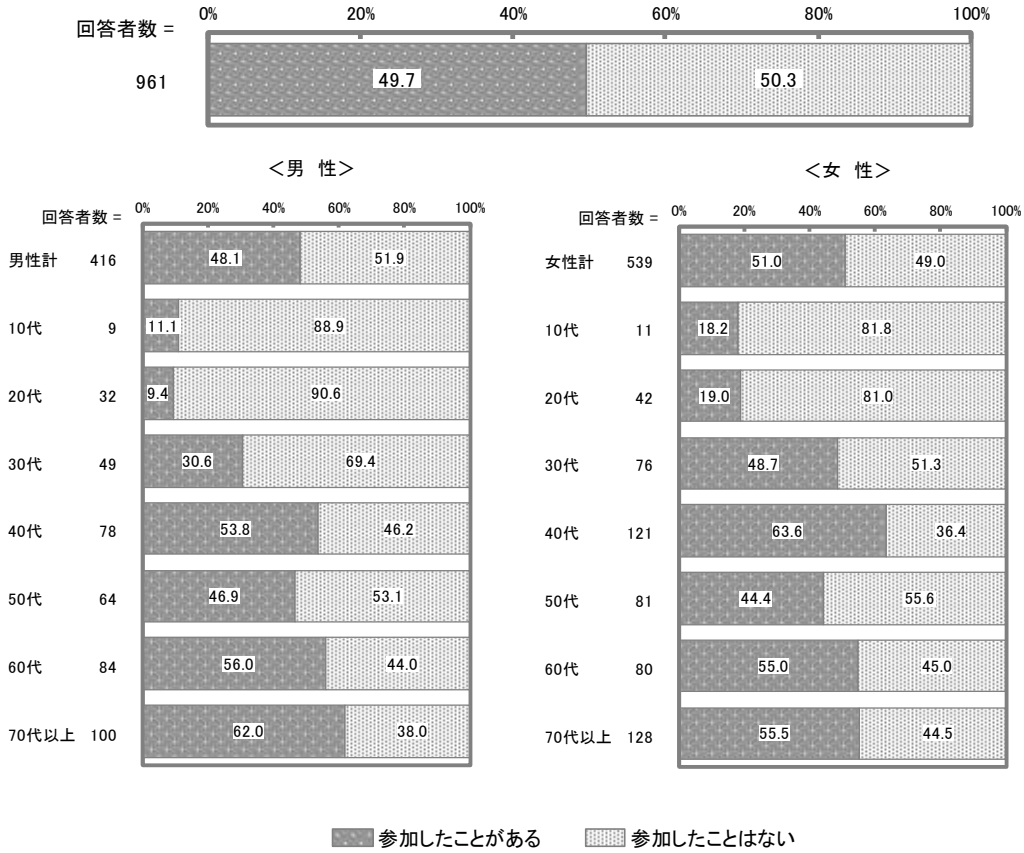
- ・性別にとらわれず、PTA 活動や町内会活動に参加する

男女の平等感（地域活動の場）



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

地域活動への参加状況



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

施策の方向

地域活動やボランティア活動への参画を周知するとともに、男女共同参画の促進が図られるよう啓発を行っていきます。

また、地域における活動団体への助言・指導やボランティアの養成などに努めます。

○ 地域における慣習等の見直し

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	市広報、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望に応じて、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 地域における活動団体への支援

事業の項目	内容	担当課
市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民活動団体の活動拠点となる支援センターを運営します。	市民協働課
市民活動団体への支援金交付	18歳以上の市民に選択投票権を付与し、その結果に応じて市民活動団体に支援金を交付します。	市民協働課
市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	市民協働課
市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	市民協働課
ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育てすけっとバンク登録者を養成する講習会を開催し、「子育てすけっとバンク」についての話、親子ふれあい遊びなどの講習を行います。	子育て支援課
家庭教育支援ボランティア養成講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、実技を含めた講座と体験実習を行います。	生涯学習課
各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

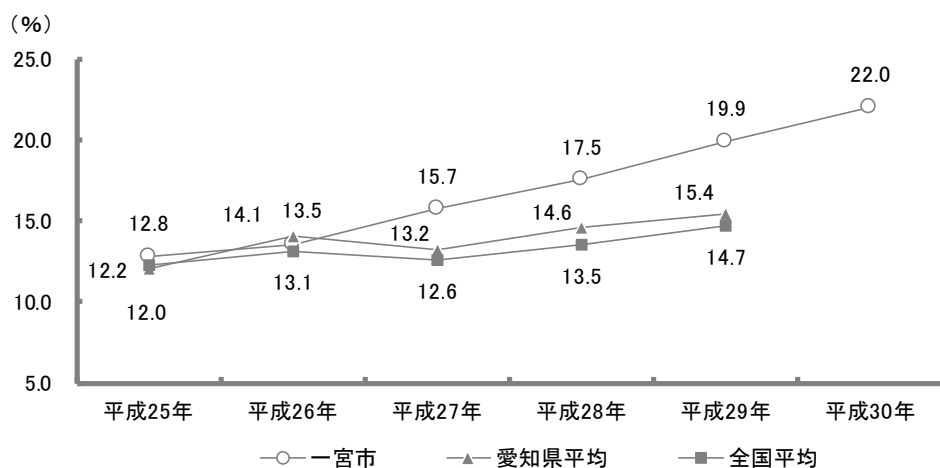
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や新たな発想を取り入れるため、様々な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

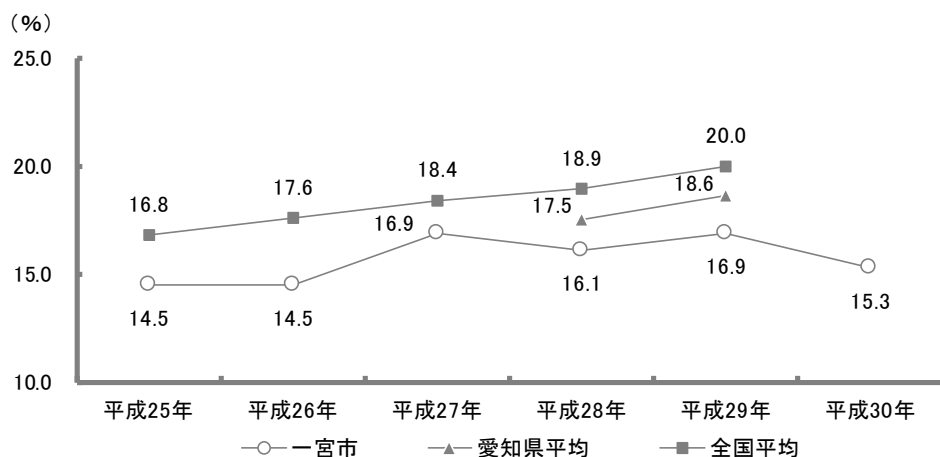
市職員や公立小中学校における女性管理職は増加してきていますが、審議会等における女性委員割合は、全国、愛知県と比べて、低い割合で推移しており、今後も政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくことが必要です。そのためには女性の政策・方針決定過程への機会均等を確保し、男女間の格差を改善する必要があります。

女性公務員の課長相当職以上の登用状況の推移（市区町村）



資料：市；政策課、
全国・県；(内閣府)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

教員の管理職の女性比率の推移



資料：市；政策課、全国；(内閣府)「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

施策の方向

市の審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

市職員においては、積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取組、性別にかかわらず職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

○ 審議会等委員への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性の審議会等委員への登用推進	審議会等の委員への女性登用状況調査を内閣府調査に合わせて実施します。 また、各課に対して、市民参加人材名簿の提供、推進会議等を通して、女性登用率向上等を働きかけます。	政策課
市民参加人材名簿の作成、情報提供	審議会・市民会議等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、各課へ情報提供します。	政策課

○ 管理職への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
女性教員の管理職への登用推進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるよう、管理職登用を図ります。	学校教育課

(4) 様々な分野における男女共同参画の推進

現状と課題

あらゆる分野における女性の参画を促進するには、社会の多様性と活力を高めていくことが重要です。

防災においては、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が反映されなかったという教訓を生かして、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制が整備できるよう、意識を醸成していくことが必要です。

農業においては、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっているものの、農業経営の方針決定における女性の参画状況はいまだ十分でないことから、女性の参画拡大を促進していくことが必要です。

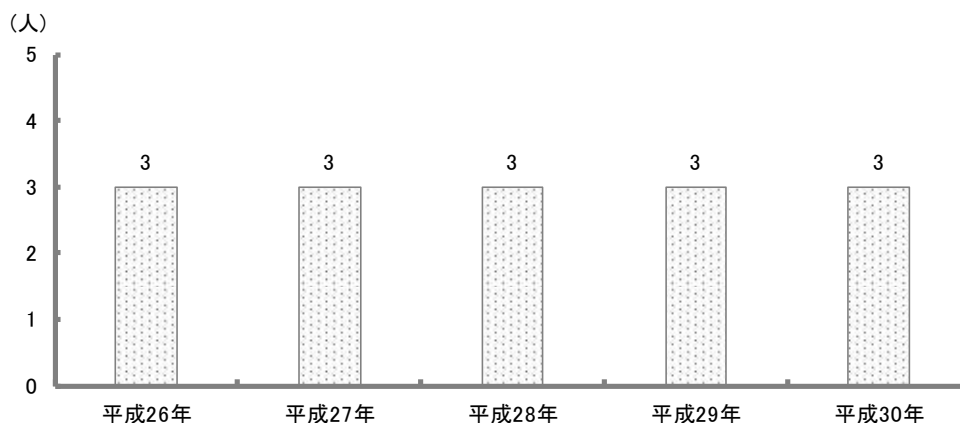
施策の方向

防災や農業の分野などでの固定的な性別役割分担を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取組を進めます。また、女性消防吏員の増加を図るなど、防災の分野における女性の参画を進めます。

また、農業等の従事者が意欲と能力を存分に発揮し、魅力ある農業を確立するため、農村生活アドバイザーの派遣や家族経営協定制度などの普及啓発に努めます。

固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を改め、様々な分野に女性が参画していけるよう、女性の能力開発のための情報提供や学習機会の提供を行います。

消防吏員の女性人数の推移



資料：庁内資料

○ 女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	政策課
男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生の企画立案による男女共同参画に関するセミナー等を開催します。	政策課
女性の能力開発のための講座	語学を中心とした能力開発のための講座を開設します。	働く婦人の家
個人及び自主グループの学習の場の提供	個人に対しては、談話コーナー・図書コーナーの利用提供をします。グループについては、各講習室・料理実習室・軽運動室の利用提供をします。	働く婦人の家

○ 地域防災における男女共同参画の充実

事業の項目	内容	担当課
地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れていきます。	危機管理課
出前講座	出前講座で、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。	危機管理課
自主防災リーダー養成	男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。	危機管理課
婦人消防クラブに関する活動支援	一宮市総合防災訓練参加、愛知県消防学校指導者科1日入校等を行います。	予防課

○ 農業等における男女共同参画の推進

事業の項目	内容	担当課
農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農村生活アドバイザー協会の活動に対して人的支援を行います。 一宮市女性農業者会議の運営に対して補助を行います。	農業振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する人的支援を行います。	農業振興課

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり

指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	健康に暮らしていると感じている人の割合（女性）	76.8%	81.0%
2	子宮頸がん検診受診率	13.5%	50.0%
3	乳がん検診受診率	16.2%	50.0%
4	性的少数者（LGBT等）について知っている人の割合	54.6%	90.0%

※成果指標1、4の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

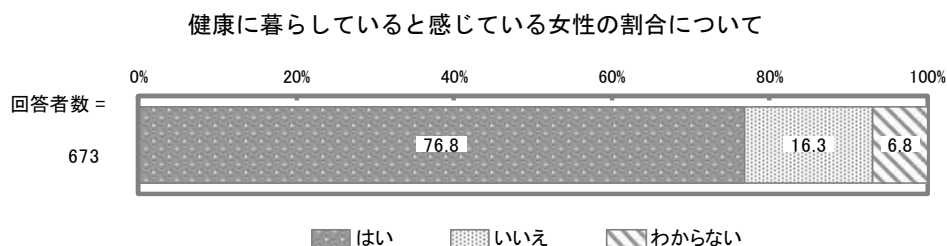
（1）生涯を通じた女性の健康づくりへの支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。このため、女性が生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

また、住民健診の受診率は向上していないことから、健康づくりのより一層の普及啓発が必要です。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

施策の方向

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために、住民健診の実施、専門職による健康相談の実施や健康情報の提供等に取り組みます。

妊娠から出産期においては、妊娠・出産・育児に関する相談・指導など母子保健施策を充実し、安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めます。

○ 健康情報の提供の充実

事業の項目	内容	担当課
健康ひろばやウェブサイトによる健康情報の提供	健康ひろばを市広報と一緒に配布するとともに、健康情報をウェブサイトに掲載します。	健康づくり課

○ 健康診断・検診制度の充実

事業の項目	内容	担当課
子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん検診は20歳の方、乳がん検診は40歳の方へ、無料クーポン券を配布します。	健康づくり課
女性のための健康診査	18歳から39歳までの女性に血液検査等を行います。さらに節目の20・25・30・35歳で希望者には骨密度測定を実施します。	健康づくり課
節目骨健診	40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の女性に骨密度測定を実施します。	健康づくり課

○ 妊娠・出産期の母親の健康管理

事業の項目	内容	担当課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査(14回)の受診票を交付し、受診勧奨します。 母子健康手帳の交付時に、妊娠中から産後1男以内の間に受診できる妊産婦歯科健康診査受診票(1回)を交付します。	健康づくり課
妊娠32週家庭訪問	妊婦に対して家庭訪問し、妊娠中の生活や出産後の育児、保健サービスについて助言します。	健康づくり課
不妊治療費補助金の交付	不妊治療費の補助をします。	健康づくり課

○ 産前・産後の母親の支援の充実

事業の項目	内容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児・産婦訪問	新生児・産婦訪問を一宮市助産師会に委託します。 乳児がいる家庭（新生児産婦訪問を受けていない方）に訪問員・保健師が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康づくり課
新米ママさん教室	助産師や栄養士が話をし、個別相談や交流会を行います。	健康づくり課
産後ヘルプ	出産前・出産後の体調不良のため家事や育児が困難な方、または多胎児を出産した方（依頼者）に、家事や育児の援助をしてくれる方（援助者）を紹介します。	子育て支援課

(2) 様々な困難を抱える人々への支援

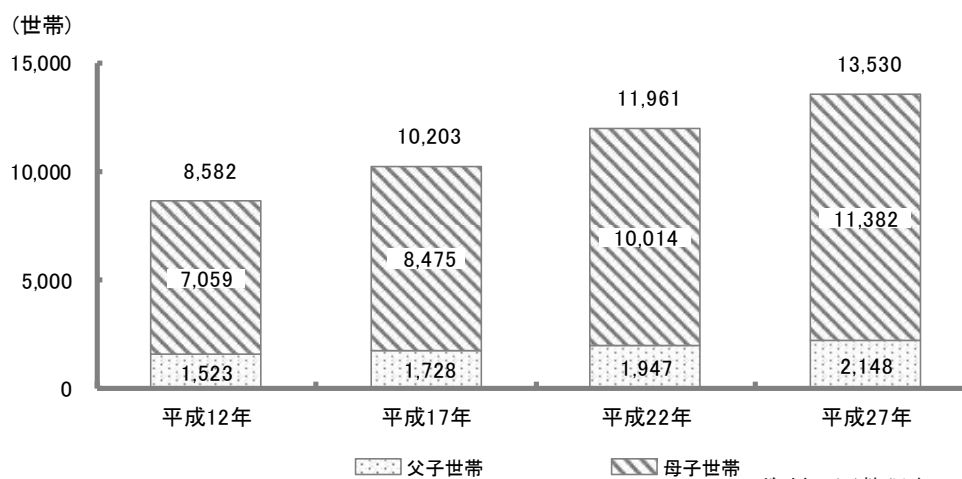
現状と課題

ひとり親家庭の世帯数の推移をみると、継続して増加しており、特に母子家庭において、その傾向が顕著です。

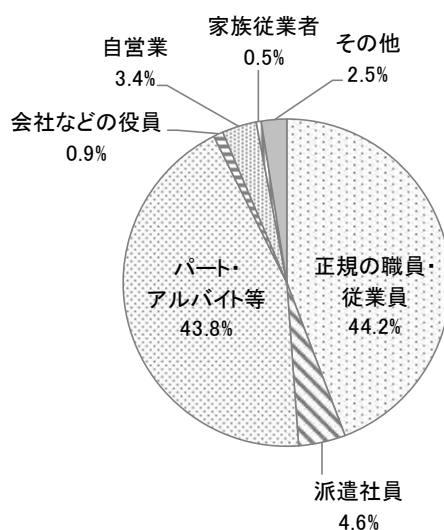
厚生労働省が実施した「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の約半数が非正規雇用労働者となっています。ひとり親家庭、特に母子家庭は安定した生活を送るだけの収入を得ることが難しい状況にあります。

本市では、高齢単身者、要介護認定者など、支援を必要とする人が増加しており、誰もが安心して暮らせる環境整備が求められます。

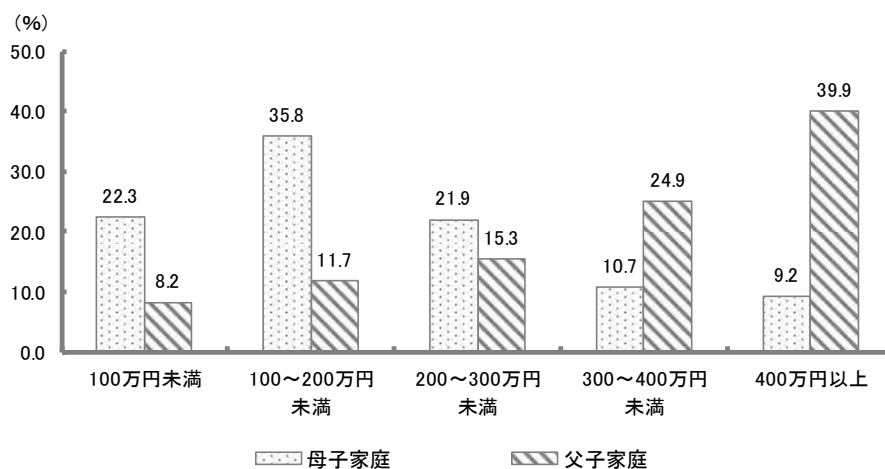
ひとり親家庭の世帯数の推移



母子世帯の母親の就業状況



ひとり親世帯の年間就労収入の構成割合（2016年）



資料：全国ひとり親世帯等調査（平成28年度）

ワークショップからの意見

◇行政や企業に期待すること

- ・障害者に働く場を与えてほしい

施策の方向

日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。

また、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせるよう、行政や関係団体、地域が密接に連携した総合的な支援や相談体制の構築を進めます。

○ 就労支援の充実

事業の項目	内容	担当課
障害者の就労の場の充実	就労を希望する障害者に対し、ヘルパーの派遣や就労に向けた訓練等を提供する日中活動系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	福祉課
雇用奨励金の支給	身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに雇用した事業者や公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満60歳以上の高齢者を1年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払い支援します。	商工観光課

○ 日常生活支援の充実

事業の項目	内容	担当課
障害者支援施策の推進	「第2次一宮市障害者基本計画」や「第5期一宮市障害福祉計画・第1期一宮市障害児福祉計画」に基づいた様々な施策を実施し、障害者支援施策を推進します。	福祉課
市営住宅に関する支援	入居申込資格のうち、収入基準において優遇措置を実施します。	住宅政策課

○ 相談体制の整備

事業の項目	内容	担当課
高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
障害者相談	障害者やその家族、支援者などから日常生活での様々な困りごとについて、電話・面接・訪問などにより相談を受け付けます。	福祉課

○ ひとり親家庭への経済的支援

事業の項目	内容	担当課
母子・父子家庭等医療助成	満18歳に到達する、年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
県・市遺児手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に県・市遺児手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子・父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての案内、貸付申請支援を行います。	こども家庭相談室

○ ひとり親家庭への自立支援の充実

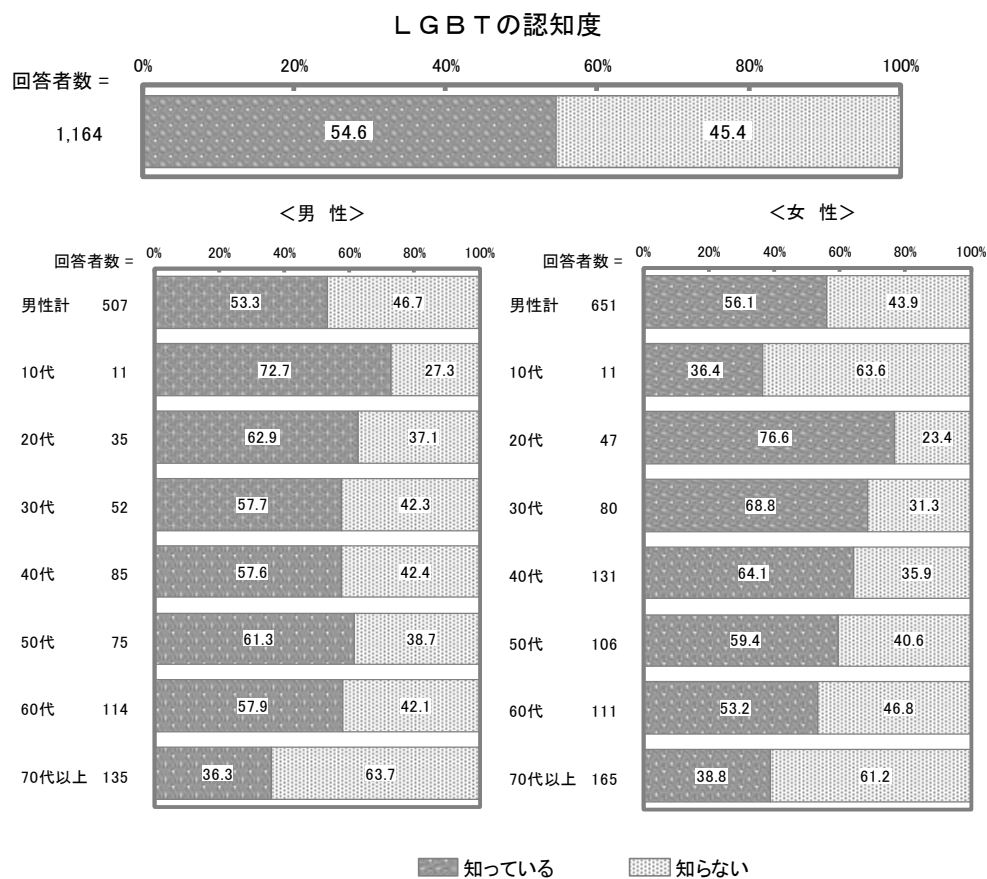
事業の項目	内容	担当課
日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣を継続します。	こども家庭相談室
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	こども家庭相談室
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の父・母に対し、訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭相談室
ひとり親家庭支援制度の周知	ひとり親家庭への支援制度・事業についてのリーフレット等を配布し、周知を行います。	こども家庭相談室
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員・就業支援専門員による相談の実施を継続します。	こども家庭相談室
母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘

(3) 性的少数者（LGBT等）への理解促進

現状と課題

性的少数者（LGBT等）の方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。民間による統計・調査では、LGBT等の割合は、人口の約8%との結果が出ています。

市民アンケート調査では、LGBTという言葉を知っている人の割合は5割ほどとなっており、年齢によって差がみられる状況です。多様な性のあり方について、より理解が進むよう幅広い取組が求められています。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

ワークショップからの意見

◇行政や企業に期待すること

- ・だれもがのびのびと生きられる、個性を認める社会を実現して欲しい

施策の方向

人権尊重の観点から、学校や家庭、地域などあらゆる場において多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。

○ 性的少数者への理解促進

事業の項目	内容	担当課
性的少数者についての意識啓発	講座や研修等を開催し、性的少数者（L G B T等）に対する市民の理解を深めます。	政策課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施するよう努めます。	学校教育課

基本目標 5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

指標

成果指標		基準値 (2018年度)	目標値 (2023年度)
1	DVを理解している人の割合	86.2%	90.0%
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	55.3%	75.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

「第3次一宮市男女共同参画計画」の基本目標のひとつである「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「一宮市DV対策基本計画」を包括しています。

一宮市DV対策基本計画の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まったことから、平成23（2011）年3月に「第2次一宮市男女共同参画計画」に含まれるものとして、DV対策の充実を図るために「一宮市DV対策基本計画」を策定し、その後は、「男女共同参画計画」の改訂にあわせて見直しています。

なお、DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DVとは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいうが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとする。

—DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定—

[配偶者とは]：婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者

※生活の本拠をともにし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

[暴力の形態]：身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

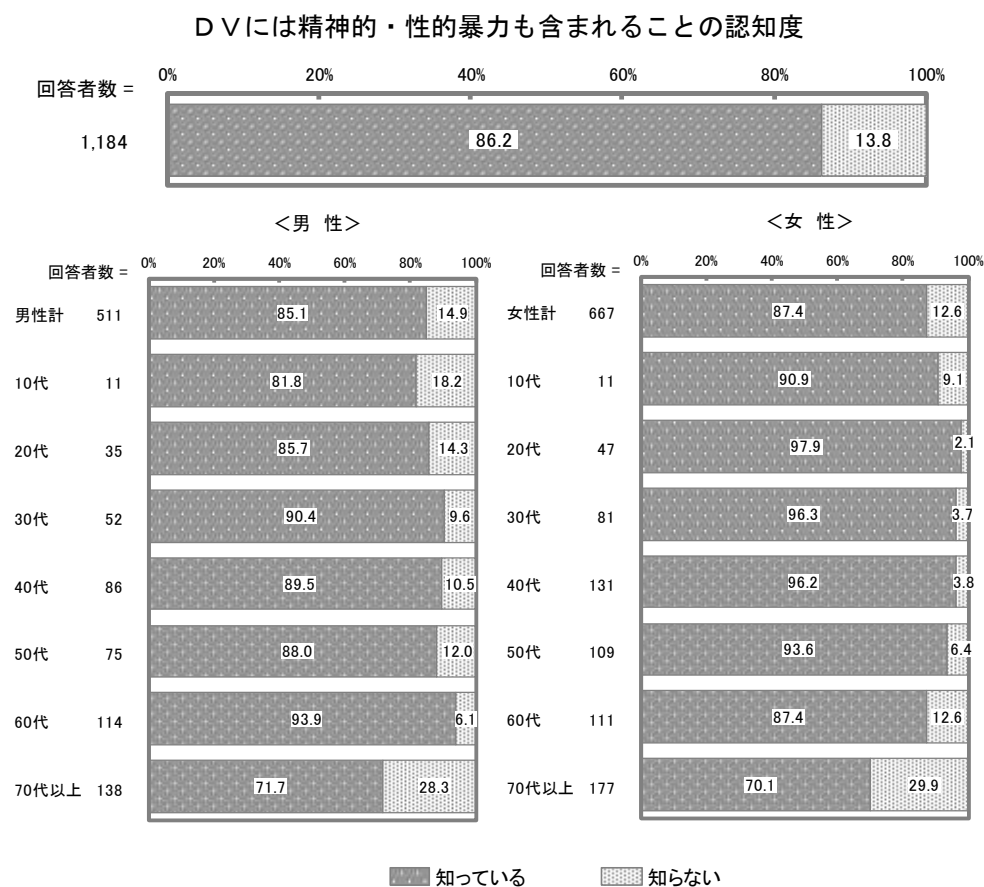
(1) DV等に関する啓発活動の推進

現状と課題

DV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。

市民アンケート調査では、DVを理解している人の割合は86.2%であり、配偶者等に対する暴力に関する認知度は高まっています。

男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、引き続き、積極的な広報・啓発を行い、DVに対する正しい知識の普及を進め、「どのような暴力も絶対に許さない」という気運を醸成していくことが求められます。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

施策の方向

DV等について、男女共同参画情報紙や広報など各種媒体を通じ、人権を侵害する行為であるという理解を深め、その発生を防止あるいは早期に発見するため、広く市民への意識啓発を行います。

○ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	広報紙、ウェブサイト、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課

(2) DV相談体制の整備

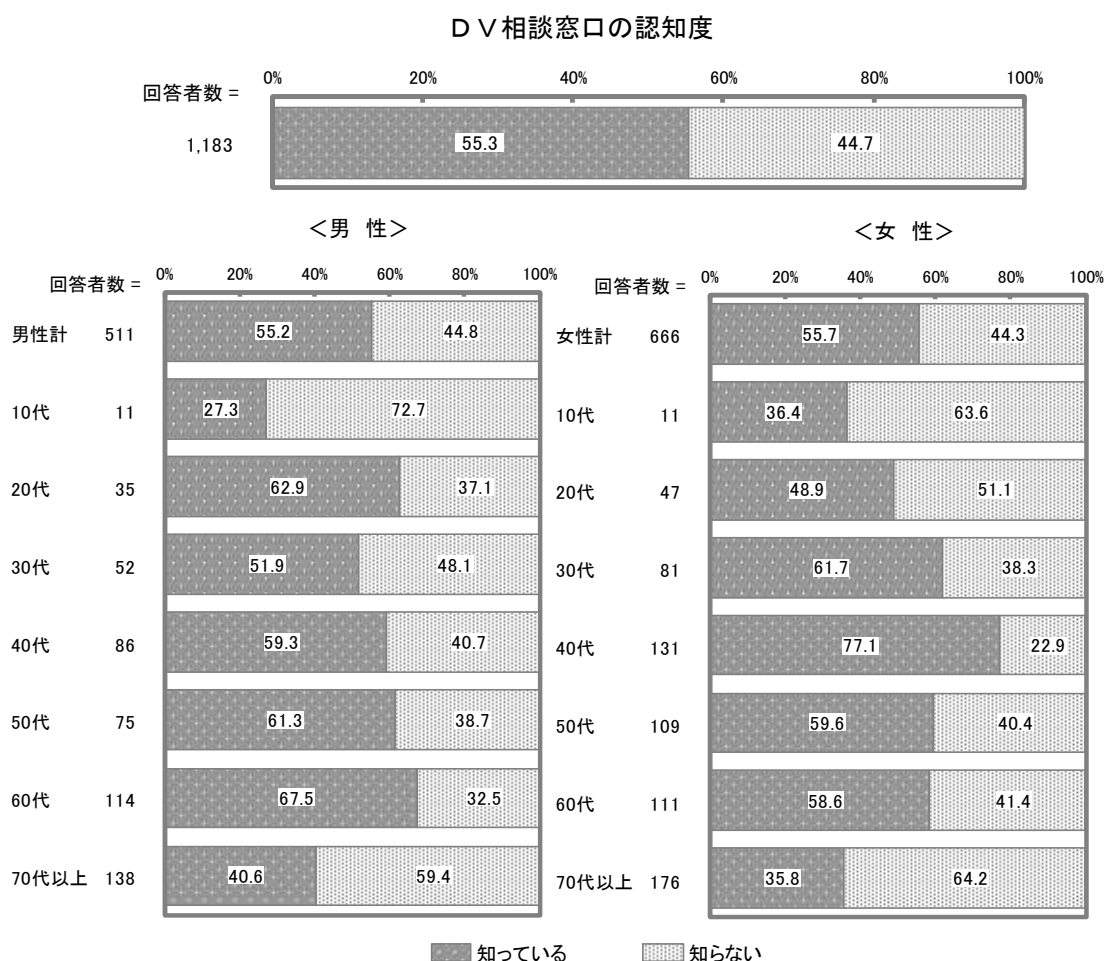
現状と課題

安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。相談窓口は、様々な情報提供を行い、被害者自身の意思による問題解決を支援する役割を担います。

市では、DV相談を実施しています。DVに関する相談件数の推移は横ばいですが、今後も潜在化しているDVへの対応や被害者を継続支援するために、総合的な相談窓口が必要です。

市民アンケート調査では、DV相談窓口の認知度は53.1%でした。やや高まりつつあるものの、十分とはいえません。市の相談窓口をはじめ、国、県などが設置している相談窓口のさらなる周知を行うことが求められます。

様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応する方法を確立し、相談窓口機能の向上を図ることが必要です。また、関係機関や民間団体との連携を強化することも必要です。



資料：市民アンケート調査（平成30年4月）

施策の方向

1 相談窓口体制の整備

相談体制の整備を推進するとともに、リーフレットなどで相談窓口の周知を図ります。

○ 相談窓口や支援に関する情報の周知

事業の項目	内容	担当課
リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布、市ウェブページなどで相談窓口、支援情報の周知を図ります。	こども家庭相談室

○ 総合的相談窓口の運営

事業の項目	内容	担当課
DV相談の実施	DVに関する相談を実施します。	こども家庭相談室
こども家庭相談室の運営	女性相談、児童相談、ひとり親家庭相談に応じるこども家庭相談室を運営します。	こども家庭相談室

施策の方向

2 相談対応の質の向上

様々な状況に配慮した相談対応を行い、関係機関との連携を強化しながら相談対応の質の向上を図ります。

○ 被害者に配慮した相談対応

事業の項目	内容	担当課
外国人に対する配慮	テレビ電話による通訳サービスを活用して相談を実施します。	こども家庭相談室
障害者、高齢者に対する配慮	障害者は福祉課と高齢者は高齢福祉課と連携して対応します。	こども家庭相談室
安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	こども家庭相談室

○ 相談支援体制の充実

事業の項目	内容	担当課
県女性相談センター、警察、民間支援団体等との連携強化	県女性相談センター、警察、民間支援団体等との情報交換、協議等を進め、連携強化による相談支援体制の充実を図ります。	こども家庭相談室

(3) DV被害者への自立支援の充実

現状と課題

被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。被害者に対する自立支援は、各種の生活や児童に関する支援制度・事業を活用して実施することとされています。

市では、警察署、児童相談センター、庁内各課との連携により被害者に対する円滑な支援を行うため、ネットワークとして一宮市要保護児童対策地域協議会にDV対策部会を設置しています。

適切な支援を実施するため、庁内の連携・協働体制をさらに充実させるとともに、相談や支援にあたる職員がDVの特性を理解し、二次的被害^{*}を及ぼすことなどを防止する必要があります。

関係機関との連携や庁内ネットワークの活動の充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図っていくとともに、支援におけるワンストップ化を推進することが求められます。また、住宅確保、精神的被害などに対する支援については、民間団体との連携が有効なこともあります。

一宮市要保護児童対策地域協議会DV対策部会の構成機関

関係機関	部課等
愛知県警察	一宮警察署生活安全課
愛知県	一宮児童相談センター児童育成課
一宮市（庁内）	総合政策部政策課
	総合政策部市民協働課
	市民健康部市民課
	市民健康部保険年金課
	市民健康部健康づくり課
	福祉部福祉課
	福祉部生活福祉課
	福祉部高年福祉課
	こども部保育課
	こども部子育て支援課
	こども部こども家庭相談室（事務局）
	こども部朝日荘
	教育文化部総務課
教育文化部学校教育課	

^{*} 二次的被害

相談にあたる者や支援を担当する職務関係者の言葉や態度により、被害者にさらなる精神的被害を及ぼしてしまうことをいう。

施策の方向

1 支援体制の整備

関係機関や庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

○ 連携体制の強化

事業の項目	内容	担当課
DV対策部会の開催	関係機関や庁内の連携ネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会を開催します。	こども家庭相談室

○ 支援における二次的被害の防止・情報保護

事業の項目	内容	担当課
関係職員に対する啓発・研修	一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会において、啓発用文書を作成配布し、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	こども家庭相談室

施策の方向

2 連携による支援の推進

DV対策部会を通じ、支援の調整やワンストップ化など連携による支援を推進します。必要に応じて、民間支援団体とも連携していきます。

○ 支援の総合的实施

事業の項目	内容	担当課
支援の着実な実施	一宮市要保護児童対策地域協議会のDV対策部会を開催し、関係機関、庁内関係課における被害者支援状況を集約・調整します。	関係各課
支援のワンストップ化推進	庁内DV相談連絡票を活用し、被害者の精神的負担軽減を推進します。	こども家庭相談室

○ 民間支援団体との連携

事業の項目	内容	担当課
民間支援団体との連携	住宅確保などに対する支援については、必要に応じて、民間支援団体と連携します。	こども家庭相談室

市の率先行動

地域のモデルとしての一宮市

現状と課題

男女がともに活躍できる社会を実現するためには、まず市が率先して男女共同参画の取組を進めていかなければなりません。

また、市内事業所の模範となるため、市は、ワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業中の職員への職場復帰支援など、男女共同参画の率先行動をより一層進めていくことが必要です。

施策の方向

市が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、多様な働き方や男女がともに育児休業・介護休暇等を取得できる環境づくりを積極的に行い、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

事業の項目		内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	i-スタイル勤務	フレックスタイム制や時差出勤制度などの、ライフスタイルに合わせた、より柔軟な働き方を可能にする市オリジナルの勤務体制「i-スタイル勤務」を推進します。
	ノー残業デーの周知徹底	定時退庁促進のため週1回実施しているノー残業デーでは、庁内放送等により一層の周知を図るとともに、人事当局の管理職員の巡回指導による定時退庁の徹底を図ります。
	長時間勤務の削減	各課（公所）の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図ります。 また、時間外勤務の多い職場の状況について、当該所属からヒアリングを行い、時間外勤務縮減のための方策を検討します。
	育児の日の設定	職員が育児に積極的に関わることができるよう、毎月19日を「育児の日」とします。また、毎月19日又はその前後を含めて、月に1日程度は、育児を担うべき全ての職員が休暇を取得するよう働きかけます。
育児休業取得の推進	育児休業	子が3歳に達するまで、育児休業取得を推進します。特に、取得実績の少ない男性職員について、取得率の目標を定め取得率の向上を目指します。
育児休業中の職員への職場復帰支援	職員へのタブレット端末貸出	育児休業を取得している市職員のうち、希望者にタブレット端末を貸与し、職務能力の回復や必要な知識の習得を支援し、職員が円滑に職場復帰できることを目指します。



計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

計画推進の中心となる担当部局と関連部局が積極的に連携し、全庁的な施策推進を行います。

計画に位置づけられる取組については、担当部局により、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「一宮市男女共同参画推進会議」によって、定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

(2) 市民や地域との連携

地域に向け広く計画を周知することにより、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の高揚を図ります。

特に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、市内事業所と積極的に連携して取組を進めます。

2 進捗管理方法

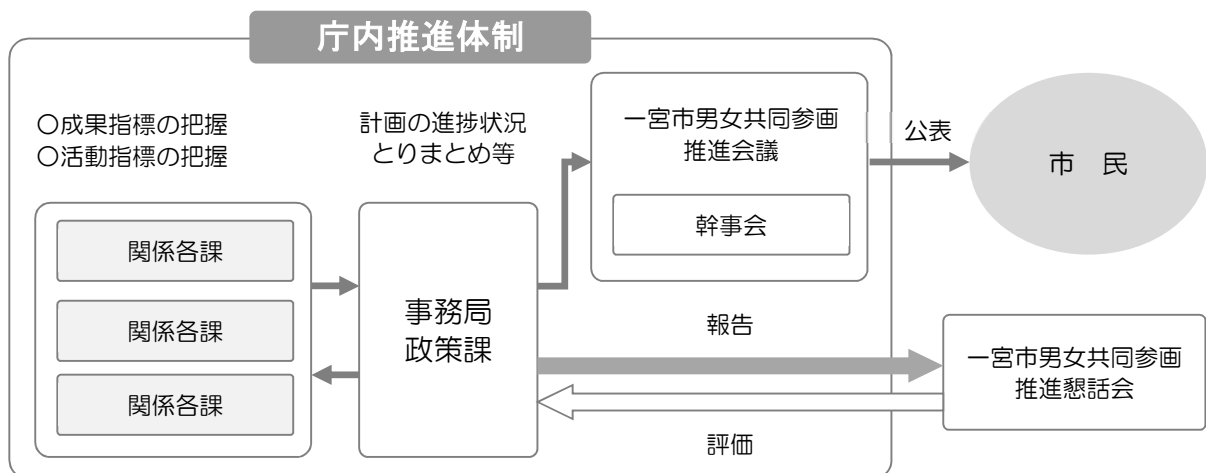
本計画においては、目標の達成具合を表す「成果指標」と事業の実績等を的確に表す「活動指標」の2種類の指標を設定します。指標を毎年把握することで、どれだけの効果が得られたのか、客観的に示し、事業計画の見直し等に反映していきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

具体的な進捗管理の流れは、以下のとおりです。

- 成果指標の把握
- 活動指標の把握
- 計画の進捗状況を取りまとめたもの（推進計画・実績報告）を男女共同参画推進懇話会にて報告・検討・評価
- 男女共同参画推進会議を経て、各課へ評価結果をフィードバックするとともに、市民へ公表

【進捗状況管理イメージ】



3 成果指標一覧

	成果指標	基準値	目標値
		2018 年度	2023 年度
基本目標 1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	16.0%	20.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	39.0%	30.0%
基本目標 2	男女差なく働けると感じる人の割合	72.1%	80.0%
	就職を希望する女性の就職率	5.6%	9.0%
	男性の育児休業取得率	7.9%	14.0%
	女性の育児休業取得率	94.4%	100%
	待機児童が発生している学校区数 (放課後児童クラブ)	7 校区	4 校区
基本目標 3	家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合	36.9%	45.0%
	町会長の女性比率	6.0%	10.0%
	審議会等委員への女性登用率	31.0%	40.0%
	市職員における女性管理職の割合	22.0%	25.0%
	公立小中学校の教員における女性管理職の割合	15.3%	17.0%
	消防吏員の女性人数	3 人	6 人
基本目標 4	健康に暮らしていると感じている人の割合 (女性)	76.8%	81.0%
	子宮頸がん検診受診率	13.5%	50.0%
	乳がん検診受診率	16.2%	50.0%
	性的少数者 (LGBT 等) について知っている人の割合	54.6%	90.0%
基本目標 5	DVを理解している人の割合	86.2%	90.0%
	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	55.3%	75.0%

※基準値は無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

※目標値の考え方については、過去の実績からの伸び率等を勘案して、将来の数値を設定しています。また、関連計画に設定されている数値目標との整合を図っています。

算出方法

市民アンケート調査で、「社会全体において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100
市民アンケート調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方に『賛成』」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100
市民アンケート調査で、「職場で男女の区別なく働くことができていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100 ※働いている人（パート職員を含む）対象
ハローワーク一宮での職業相談業務にて受け付け、就職できた女性の数／相談業務にて受け付けた女性の数×100
市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している男性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）
市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している女性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合（各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施）
各年4月1日時点で待機児童が発生している学校区数（放課後児童クラブ）
市民アンケート調査で、「家庭生活において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100
女性の町会長数／町会長総数×100
法令・条例等に基づく審議会等における女性委員数／審議会等委員総数×100
市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100
校長、教頭、主幹教諭における女性管理職の在職人数／校長、教頭、主幹教諭総数×100
消防吏員の女性職員数
市民アンケート調査で女性で「心身ともに健康に暮らしている」と答えた人数／アンケート回答女性総数（無回答者は除く）×100
子宮頸がん検診受診者数／当該検診対象者数×100
乳がん検診受診者数／当該検診対象者数×100
市民アンケート調査で、「LGBTという言葉を知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100
市民アンケート調査で、「DVには精神的・性的暴力も含まれることについて知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100
市民アンケート調査で、「DVに関する相談窓口について知っている」と答えた人数／アンケート回答総数（無回答者は除く）×100